

# 新 旧 対 照 表

設計要領 第六集 建築施設編

平成 2 2 年 7 月

東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

目次

1. 適用 .....	5
1-1 適用範囲 .....	5
2. 種類と用途 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 休憩用建築施設計画 .....	8
3-1 一般事項 .....	8
3-2 全体規模 .....	9
4. トイレ <sup>1</sup> .....	10
4-1 トイレの計画 .....	10
4-2 トイレの規模 .....	12
4-3 トイレ各部詳細計画 .....	17
4. お手洗い <sup>2</sup> .....	32
4-1 お手洗いの計画 .....	32
4-2 お手洗いの規模 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
4-3 お手洗い各部詳細計画 .....	39
4. お手洗い <sup>3</sup> .....	53
4-1 お手洗いの計画 .....	53
4-2 お手洗いの規模 .....	55
4-3 お手洗い各部詳細計画 .....	60
5. 身障者用駐車場、二輪車専用駐車場 ..	エラー! ブックマークが定義されていません。
6. レストラン <sup>3</sup> .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
6-1 レストランの計画 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
6-2 レストランの規模 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
7. 休憩所 <sup>1 3</sup> .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
7-1 休憩所の計画 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
7-2 休憩所の規模 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
8. ハイウェイショップ <sup>3</sup> .....	エラー! ブックマークが定義されていません。

目次

1. 適用 .....	4
1-1 適用範囲 .....	5
2. 種類と用途 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 休憩用建築施設計画 .....	8
3-1 一般事項 .....	8
3-2 全体規模 .....	9
4. トイレ <sup>1</sup> .....	11
4-1 トイレの計画 .....	11
4-2 トイレの <b>配置</b> と規模 .....	13
4-3 <b>トイレ全般の詳細計画</b> .....	19
4-4 <b>一般用トイレ各部の詳細計画</b> .....	24
4-5 <b>多機能トイレ各部の詳細計画</b> .....	29
4. お手洗い <sup>2</sup> .....	33
4-1 お手洗いの計画 .....	33
4-2 お手洗いの <b>配置</b> と規模 .....	35
4-3 <b>お手洗い全般の詳細計画</b> .....	41
4-4 <b>一般用お手洗い各部の詳細計画</b> .....	45
4-5 <b>身障者用お手洗い各部の詳細計画</b> .....	50
4. お手洗い <sup>3</sup> .....	54
4-1 お手洗いの計画 .....	54
4-2 お手洗いの <b>配置</b> と規模 .....	56
4-3 <b>お手洗い全般の詳細計画</b> .....	62
4-4 <b>一般用お手洗い各部の詳細計画</b> .....	66
4-5 <b>身障者用お手洗い各部の詳細計画</b> .....	71
5. 身障者用駐車場、二輪車専用駐車場 ...	エラー! ブックマークが定義されていません。

- 8 - 1 ハイウェイショップの計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 8 - 2 ハイウェイショップの規模 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 9 . ガスステーション <sup>3</sup> ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 9 - 1 ガスステーションの計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 9 - 2 ガスステーションの規模 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 10 . 浄化槽 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 10 - 1 浄化槽の一般計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 10 - 2 浄化槽施設の詳細計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 10 - 3 標準仕上 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 11 . その他の建築施設 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 11 - 1 受水槽 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 11 - 2 電気室 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 11 - 3 附帯施設 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。

- 1 東日本高速道路株式会社に適用する。
- 2 中日本高速道路株式会社に適用する。
- 3 西日本高速道路株式会社に適用する。

- 6 . レストラン <sup>3</sup> ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 6 - 1 レストランの計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 6 - 2 レストランの規模 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 7 . 休 憩 所 <sup>1 3</sup> ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 7 - 1 休憩所の計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 7 - 2 休憩所の規模 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 8 . ハイウェイショップ <sup>3</sup> ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 8 - 1 ハイウェイショップの計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 8 - 2 ハイウェイショップの規模 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 9 . ガスステーション <sup>3</sup> ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 9 - 1 ガスステーションの計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 9 - 2 ガスステーションの規模 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 10 . 浄化槽 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 10 - 1 浄化槽の一般計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 10 - 2 浄化槽施設の詳細計画 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 10 - 3 標準仕上 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 11 . その他の建築施設 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 11 - 1 受水槽 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 11 - 2 電気室 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 11 - 3 附帯施設 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。

- 1 東日本高速道路株式会社に適用する。
- 2 中日本高速道路株式会社に適用する。
- 3 西日本高速道路株式会社に適用する。

序 文

この要領は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO」という。）が施工する道路及びこれらに関連する工事の設計に適用する。

なお、この要領は設計のために必要な諸基準及び設計上の考え方を述べたものであり、共通かつ一般的なものであるから、具体的設計にあたっては、本来の意図するところを適確に把握し、現地の状況等を斟酌の上、合理的な設計となるよう努めなければならない。

また、事業の効率化を図るためにも意を用いた弾力的な適用に努めなければならない。

本要領の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社	平成 21 年 7 月
中日本高速道路株式会社	平成 21 年 7 月
西日本高速道路株式会社	平成 21 年 7 月

序 文

この要領は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が施工する道路及びこれらに関連する工事の設計に適用する。

なお、この要領は設計のために必要な諸基準及び設計上の考え方を述べたものであり、共通かつ一般的なものであるから、具体的設計にあたっては、本来の意図するところを適確に把握し、現地の状況等を斟酌の上、合理的な設計となるよう努めなければならない。

また、事業の効率化を図るためにも意を用いた弾力的な適用に努めなければならない。

本要領の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社	平成 <u>22</u> 年 7 月
中日本高速道路株式会社	平成 <u>22</u> 年 7 月
西日本高速道路株式会社	平成 <u>22</u> 年 7 月

1. 適用

1-1 適用範囲

本編は、サービスエリア及びパーキングエリアに設ける休憩用建築施設の整備に関する一般的技術的基準を定めたもので、自動車専用道路において休憩用建築施設を整備する場合に適用する。

(1) 適用範囲

自動車専用道路には、連続高速走行を安全かつ快適に行なうことができるように、疲労と緊張を解きほぐし、運転者の生理的要求を満たし、自動車に対する給油、給水あるいは適宜の軽微な点検を行える施設として、休憩用建築施設がある。ここでは、これら休憩用建築施設を関係法令等に基づいて、安全性、快適性、機能性等に充分注意した適用細目並びにその他必要とする事項を定めたものである。

(2) 要領関係法令及び規格

設計にあたって、遵守すべき主たる要領、法令及び規格は次のとおりである。

(a) 要 領

- 設計要領第四集 幾何構造・休憩施設
- 設計要領第七集 電気施設・機械施設
- 設計要領第八集 通信施設
- 建築工事共通仕様書
- 機械設備工事共通仕様書
- 電気通信工事共通仕様書
- 施設機材仕様書集
- 重量計等取締機器設置要領
- 建築工事標準図集

(b) 法令及び規格

- 労働基準法
- 職業安定法
- 建築基準法
- 建築士法
- 消防法
- 都市計画法
- 宅地造成等規制法
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 自然環境保全法
- 下水道法
- 水道法
- 都市公園法
- 自然公園法
- 熱供給事業法
- 振動規制法

1. 適用

1-1 適用範囲

本編は、サービスエリア及びパーキングエリアに設ける休憩用建築施設の整備に関する一般的技術的基準を定めたもので、自動車専用道路において休憩用建築施設を整備する場合に適用する。

(1) 適用範囲

自動車専用道路には、連続高速走行を安全かつ快適に行なうことができるように、疲労と緊張を解きほぐし、運転者の生理的要求を満たし、自動車に対する給油、給水あるいは適宜の軽微な点検を行える施設として、休憩用建築施設がある。ここでは、これら休憩用建築施設を関係法令等に基づいて、安全性、快適性、機能性等に充分注意した適用細目並びにその他必要とする事項を定めたものである。

(2) 要領

設計にあたって、遵守すべき主たる要領は次のとおりである。

- 設計要領第四集 幾何構造・休憩施設
- 設計要領第七集 電気施設・機械施設
- 設計要領第八集 通信施設
- 建築工事共通仕様書
- 機械設備工事共通仕様書
- 電気通信工事共通仕様書
- 機械電気通信機材仕様書集
- 重量計等取締機器設置要領
- 建築工事標準図集

[公共建築工事標準仕様書](#)

[公共建築改修工事標準仕様書](#)

[公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）](#)

[公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）](#)

(3) 法令

設計にあたって、遵守すべき主たる法令は次のとおりである。

(a) 労働

- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 職業安定法

(b) 建築

- 建築基準法
- 建築士法
- 宅地造成等規制法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

高圧ガス保安法  
 電 気 事 業 法  
 電 波 法  
 有線電気通信法  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 火薬類取締法  
 道 路 法  
 道 路 交 通 法  
 環 境 基 本 法  
 騒 音 規 制 法  
 大気汚染防止法、悪臭防止法  
 水質汚濁防止法、浄化槽法  
 建築物用地下水の採取の規制に関する法律  
 ガス事業法、  
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (LPガス法)  
 食 品 衛 生 法  
 エネルギー使用の合理化に関する法律  
 工 業 用 水 法  
 文化財保護法  
 電気用品取締法、内・外線規程  
 電気設備に関する技術基準を定める省令  
 日本工業規格 (JIS)  
 日本農林規格 (JAS)  
 日本電線工業会規格 (JCS)  
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)  
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)  
 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)  
 日本照明器具工業会規格 (JIL)  
 日本電機工業会標準規格 (JEM)  
 労働安全衛生法  
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律  
 地方公共団体の関係各条例  
 その他関係法令及び規格

(c) 都市計画  
 都 市 計 画 法  
 都 市 公 園 法  
(d) 電気通信  
 電 波 法  
 有線電気通信法  
(e) 道路  
 道 路 法  
 道 路 交 通 法  
 高速自動車国道法  
(f) 環境保全  
 環 境 基 本 法  
 騒 音 規 制 法  
 大気汚染防止法、悪臭防止法  
 水質汚濁防止法  
 建築物用地下水の採取の規制に関する法律  
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)  
自然環境保全法  
 自 然 公 園 法  
 振 動 規 制 法  
(g) 消防  
 消 防 法  
(h) 工業  
エネルギー使用の合理化に関する法律 (省エネ法)  
 ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (LPガス法)  
高圧ガス保安法  
 電 気 事 業 法  
 電気用品安全法 (PSE)、内・外線規程  
 電気設備に関する技術基準を定める省令  
 工 業 用 水 法  
 熱供給事業法  
 火薬類取締法  
(i) 厚生  
 水 道 法  
 下 水 道 法  
 浄 化 槽 法  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)  
 食 品 衛 生 法  
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (ビル管法)  
(j) 文化  
 文化財保護法

(k) 陸運

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)

(4) 規格

設計にあたって、遵守すべき主たる規格は次のとおりである。

日本工業規格 ( J I S )

日本農林規格 ( J A S )

日本電線工業会規格 ( J C S )

日本電気規格調査会標準規格 ( J E C )

日本照明器具工業会規格 ( J I L )

日本電機工業会標準規格 ( J E M )

地方公共団体の関係各条例

その他関係法令及び規格

3. 休憩用建築施設計画

3-1 一般事項

休憩用建築施設の計画を行う場合、駐車場、園地等の敷地形状及び地域性を十分考慮して、周囲の景観をそこなわない外観とすること。

また、利用者に対して、わかりやすい配置とし、レストラン、休憩所、ハイウェイショップ等は同一棟を原則とし、お手洗い(トイレ) と庇等で連結する。

なお、営業施設の規模設定にあたっては、本社事業開発部と綿密な調整を行うものとする。<sup>1</sup>

1 東日本高速道路株式会社に適用する。

(1) サービスエリアの配置

(a) 配置は原則として、小型駐車場の近くにレストランを、大型駐車場に近い場所にお手洗い(トイレ) を、その中間に休憩所、ハイウェイショップを配置することとしてレストラン、ハイウェイショップ等は同一棟とし、お手洗い(トイレ) と庇等で連結する。又、これらの施設の前面には20m程度の十分な広さを確保する。

(b) ガスステーションは原則として出口側に設けるが、敷地の形状等により、やむを得ない場合は中間でもよい。

(c) 身障者用お手洗い(多機能トイレ) はお手洗い(トイレ) と同一棟とする。なお、身障者駐車場と建築施設間の通路は平坦でかつ滑りにくい仕上げとし車イスで利用できる構造としなければならない。また当該通路部分には上屋(コリドール)を設置することとし、その有効幅員は2.0m以上を確保する。

(d) 附帯施設は、主要建物の裏側等利用者から目立たない場所に設備配管等の引込みルートや維持管理条件等を考慮して配置する。

(e) 駐車場と施設ヤードの高低差は設けないこと。駐車場からお手洗い(トイレ) 、レストランへの動線上に階段等の支障物は設置しない。

(2) パーキングエリアの配置

(a) 配置は原則として、小型駐車場の近くにハイウェイショップ、大型駐車場の近い場所にお手洗い(トイレ) を設ける。お手洗い(トイレ) とハイウェイショップは原則として庇等で連結する。又、これらの施設の前面には10m程度の広さを確保する。

(b) 身障者用お手洗い(多機能トイレ) は一般用お手洗い(トイレ) と同一棟とする。なお、身障者駐車場と建築施設間の通路は平坦でかつ滑りにくい仕上げとし車イスで利用できる構造としなければならない。また当該通路部分には上屋(コリドール)を設置することとし、その有効幅員は2.0m以上を確保する。

(c) 附帯施設は、主要建物の裏側等利用者から目立たない場所に設備配管等の引込みルートや維持管理条件等を考慮して配置する。

(d) 駐車場と施設ヤードとの高低差は設けないこと。駐車場からお手洗い(トイレ) 、ハイウェイショップへの動線上に階段等の支障物は設置しない。

(3) 休憩施設に配置される建築施設は、駐車場、園地との動線と各建築施設の性格を考慮し配置計画を行う。又、敷地は有効に利用する。

(4) 休憩用建築施設は、必要以上に華美なものや特異なデザインは極力避けるものとする。

3. 休憩用建築施設計画

3-1 一般事項

休憩用建築施設の計画を行う場合、駐車場、園地等の敷地形状及び地域性を十分考慮して、周囲の景観をそこなわない外観とすること。

また、利用者に対して、わかりやすい配置とし、レストラン、休憩所、ハイウェイショップ等は同一棟を原則とし、お手洗い(トイレ) と庇等で連結する。

なお、営業施設の規模設定にあたっては、本社事業開発部と綿密な調整を行うものとする。<sup>1</sup>

1 東日本高速道路株式会社に適用する。

(1) サービスエリアの配置

(a) 配置は原則として、小型駐車場の近くにレストランを、大型駐車場に近い場所にお手洗い(トイレ) を、その中間に休憩所、ハイウェイショップを配置することとしてレストラン、ハイウェイショップ等は同一棟とし、お手洗い(トイレ) と庇等で連結する。なお、これらの施設の前面には20m程度の十分な広さを確保する。

(b) ガスステーションは原則として出口側に設けるが、敷地の形状等により、やむを得ない場合は中間でもよい。

(c) 身障者用お手洗い(多機能トイレ) は一般用お手洗い(トイレ) (お手洗い(トイレ) 棟にあって身障者用お手洗い(多機能トイレ) 以外の部分(以下同))と同一棟とする。なお、身障者用駐車場と建築施設間の通路は平坦でかつ滑りにくい仕上げとし、車イスで利用できる構造としなければならない。また当該通路部分には上屋(コリドール)を設置することとし、その有効幅員は2.0m以上を確保する。

(d) 附帯施設は、主要建物の裏側等利用者から目立たない場所に設備配管等の引込みルートや維持管理条件等を考慮して配置する。

(e) 駐車場と施設ヤードの高低差は設けないこと。駐車場からお手洗い(トイレ) 、レストランへの動線上に階段等の支障物は設置しない。

(2) パーキングエリアの配置

(a) 配置は原則として、小型駐車場の近くにハイウェイショップ、大型駐車場の近い場所にお手洗い(トイレ) を設ける。お手洗い(トイレ) とハイウェイショップは原則として庇等で連結する。なお、これらの施設の前面には10m程度の広さを確保する。

(b) 身障者用お手洗い(多機能トイレ) は一般用お手洗い(トイレ) と同一棟とする。なお、身障者駐車場と建築施設間の通路は平坦でかつ滑りにくい仕上げとし、車イスで利用できる構造としなければならない。また当該通路部分には上屋(コリドール)を設置することとし、その有効幅員は2.0m以上を確保する。

(c) 附帯施設は、主要建物の裏側等利用者から目立たない場所に設備配管等の引込みルートや維持管理条件等を考慮して配置する。

(d) 駐車場と施設ヤードとの高低差は設けないこと。駐車場からお手洗い(トイレ) 、ハイウェイショップへの動線上に階段等の支障物は設置しない。

(3) 休憩施設に配置される建築施設は、駐車場、園地との動線と各建築施設の性格を考慮し配置計画を行う。また、敷地は有効に利用する。

(4) 休憩用建築施設は、必要以上に華美なものや特異なデザインは極力避けるものとする。

- (5) 飲食、休憩、道路案内、買物、用便等「人の施設」は、原則として連結して設けるが、利用形態、地形等を考慮しお手洗い(トイレ)、ハイウェイショップ等の分散型の検討も行う必要がある。
- (6) 附属施設は将来の維持管理を考慮し配置を決定する。

3-2 全体規模

サービスエリア、パーキングの片側駐車ます数に対する標準的な建築施設規模は概ね表3-1のとおりである。

表3-1 片側駐車ます数に対する建築施設<sup>1</sup>

(サービスエリア)

(単位㎡)

片側駐車ます数(台)	トイレ		レストラ ン	休 憩 所	ハイウェイ ショップ	ガスステー ション	附帯 施設	計	
	一 般 部・都 市部	観光部						一 般 部・都 市部	観光部
300	570	590	700	250	255	550	550	2875	2895
250	480	500	600	210	230	550	550	2620	2640
200	390	400	450	210	200	550	550	2350	2360
150	290	300	350	170	170	550	550	2080	2090
100	200	200	250	140	160	550	550	1850	1850
50	110	120	250	140	160	550	550	1760	1770

(パーキングエリア)

(単位㎡)

片側駐車ます数(台)	トイレ		ハイウェイ ショップ	附帯施 設	計	
	ショップ 有	ショップ 無			ショップ 有	ショップ 無
150	340	350	150	270	760	770
100	240	240	150	270	660	660
50	130	130	150	270	550	550

(注) 上記附帯施設面積は浄化槽、電気室を設置するエリアの例

1 東日本高速道路株式会社に適用する。

- (5) 飲食、休憩、道路案内、買物、用便等「人の施設」は、原則として連結して設けるが、利用形態、地形等を考慮しお手洗い(トイレ)、ハイウェイショップ等の分散型の検討も行う必要がある。
- (6) 附属施設は将来の維持管理を考慮し配置を決定する。

3-2 全体規模

サービスエリア、パーキングの片側駐車ます数に対する標準的な建築施設規模は概ね表3-1のとおりである。

表3-1 片側駐車ます数に対する建築施設<sup>1</sup>

(サービスエリア)

(単位㎡)

片側駐車ます数(台)	トイレ		附帯施設
	一般部・都市部	観光部	
300	570	590	550
250	480	500	550
200	390	400	550
150	290	300	550
100	200	200	550
50	110	120	550

(パーキングエリア)

(単位㎡)

片側駐車ます数(台)	トイレ		附帯施設
	ショップ有	ショップ無	
150	340	350	270
100	240	240	270
50	130	130	270

(注) 上記附帯施設面積は浄化槽、電気室を設置するエリアの例

1 東日本高速道路株式会社に適用する。

1 以下は、東日本高速道路株式会社に適用する。

4. トイレ<sup>1</sup>

4-1 トイレの計画

トイレは、男子トイレ、女子トイレ、男子洗面所、女子洗面所、多機能トイレ、倉庫によって構成され、室内は明るく、におわない、清潔感及び安心感のある計画とする。

- (1) トイレには男子トイレ、女子トイレ、男子洗面所、女子洗面所、多機能トイレ、倉庫を設ける。
- (2) 構造は地域特性、経済性等を考慮のうえ決定するものとする。
- (3) 一般地域のトイレ入口は、外部広場から、男子、女子及び多機能トイレへ各々直接出入する形式とする。  
また身障者用駐車場から最も近い位置の出入り口については有効幅 120cm 以上とし、車椅子の通行に支障となる段差は設けない。
- (4) 積雪寒冷地域のトイレは入口に風雪防止を兼ねてホールを設け、これを經由して、男子、女子及び身障者用トイレに出入する形式とし、入口には扉を設ける。又身障者用駐車場から最も近い位置の出入り口については有効幅 120cm 以上とし、車椅子の通行に支障となる段差は設けないこととし、当該扉については自動ドアを標準とする。
- (5) 身障者用駐車場と多機能トイレとの間の通路には、障害物等があってはならない。
- (6) トイレには特に清潔感が要求されるため、設計にあたっては換気・採光を十分にとる他、清潔感のある材料の選定や、ある程度の余裕のある室内空間を確保すると共に、清掃や維持管理を容易に行える構造とし、環境に配慮した材料の選定に努めるものとする。
- (7) トイレは分割使用が可能な配置とする。

削除

1 以下は、東日本高速道路株式会社に適用する。

#### 4. トイレ<sup>1</sup>

##### 4-1 トイレの計画

トイレは、適正な規模を確保し、室内は明るく、におわない、清潔感及び安心感のある計画とする。

(1) トイレには男子トイレ、女子トイレ、男子洗面所、女子洗面所、多機能トイレ、倉庫を設ける。

(2) 構造は地域特性、経済性や環境負荷への影響を鑑み、十分に耐久性をもつものでなければならない。なお詳細は 4-3 (1)(a) によるものとする。

(3) トイレの規模は 4-2 により算出するものとし、その平面計画は、算出された規模、敷地形状及び地域特性等を考慮して決定する。

(4) トイレには特に清潔感が要求されるため、設計にあたっては換気・採光を十分にとる他、清潔感のある材料の選定や、ある程度の余裕のある室内空間を確保すると共に、清掃や維持管理を容易に行える構造とする。

4 - 2 トイレの規模

- (1) トイレの規模は駐車場の規模に対応したものとする。  
 (2) トイレの規模は男女の便器数によって決定する。

- (1) トイレの規模は、原則として個々の駐車まず数に対応して、これらの諸要素により算出することとし、そのエリアの特性別 (一般部・都市部サービスエリア、観光部サービスエリア、ハイウェイショップ有パーキングエリア、ハイウェイショップ無パーキングエリア) に便器数を決定する。最少便器数については男子小 : 男子大 : 女子 = 3 : 2 : 5 とする。最少洗面器数は 2 とする。
- (2) 多機能トイレについては、男子及び女子の大便器数の合計 (総大便器数) をもとに以下のとおりとする。  
 総大便器数 200 の場合 : (総大便器数) × 1/50 以上  
 総大便器数 > 200 の場合 : (総大便器数) × 1/100 + 2 以上
- (3) 規模算出のフローチャート及び諸要素(係数)は図 4 - 1、表 4 - 1 のとおりである。  
 幼児コーナー、パウダーコーナーなどの室を設ける場合は必要に応じて建物面積に付加する。
- (4) 既設トイレの改築を行う場合、(2) により難しいエリアについては別途検討する。
- (5) パーキングエリアに準ずるようなチェンベース等にトイレの計画をする場合、別途検討する。

削除

4 - 2 トイレの配置と規模

- (1) トイレの規模は駐車場の規模に対応したものとす。  
 (2) トイレの規模は男女の便器数によって決定する。

- (1) トイレの規模は、原則として個々の駐車ます数に対応して、これらの諸要素により算出することとし、そのエリアの特性別 (一般部・都市部サービスエリア、観光部サービスエリア、ハイウェイショップ有パーキングエリア、ハイウェイショップ無パーキングエリア) に便器数を決定する。なお最少便器数については男子小 : 男子大 : 女子 = 3 : 2 : 5 とし、また最少洗面器数は 2 とする。
- (2) 規模算出のフローチャート及び諸要素 (係数) は図 4-1、表 4-2 のとおりである。幼児ブース、パウダールームなどの室を設ける場合は必要に応じて建物面積に付加する。
- (3) 規模算出は上記係数によることを原則とするが、既設トイレの改修など運用状況が把握可能である場合は、利用実態調査の結果を加味し規模算出を行うものとする。
- (4) パーキングエリアに準ずるようなチェーンベース等にトイレの計画をする場合、表 4-1 の規模によらないで別途検討する。
- (5) 多機能トイレを、高齢者、障がい者等が利用しやすい場所に男女共用のものを 1 以上設置する。なおその数量は、男子及び女子の大便器数の合計 (総大便器数) をもとに以下にて算出する。
- 総大便器数 200 の場合 : (総大便器数) × 1/50 以上  
 総大便器数 > 200 の場合 : (総大便器数) × 1/100 + 2 以上
- ただし、既設トイレの改築を行う場合で、上記により難しいエリアについては別途検討する。
- (6) 男子トイレ、女子トイレのそれぞれに 1 以上 (4-3 (1)(d) に定義する分割ブロックとした場合は、そのブロック毎に 1 以上) の大型ブースを設置する。

表4-1 トイレ規模算出

項目	記号	係数				
		サービスエリア		パーキングエリア		
		一般部都市部	観光部(注)1	ハイウェイゾップ有	ハイウェイゾップ無	
駐車マス数	P	(注)2				
車種構成率	S	小型	0.89	0.91	0.87	
		バス	0.04		0.03	0.04
		トラック	0.07	0.05	0.1	0.09
駐車回転率	r	(注)3				
車種別駐車台数	Pa	P × S × r				
平均乗車人員	W	小型	1.9人			
		バス	2.7人	2.4人	2.3人	2.1人
		トラック	1.2人			
トイレ利用率	u	0.84		0.78		
性別比率	Dm	男	0.52		0.62	
	Df	女	0.48		0.38	
ピーク率	Pm	男	2.2		2.4	
	Pf	女	3.1	3.4	3.6	
便器回転率	Cm	男	100人/h			
	Cf	女	40人/h			
洋式便器設置率	Wm	男	0.8			
	Wf	女	0.8 (注)4			
便器数	(男・小)Vm1(男・大)Vm2(女)Vf	Vm2 = 0.3Vm1				
洗面器回転率	Sm	男	350人/h			
	Sf	女	200人/h			
1人当り面積	(男・小)Um 男・大、女)Uf (男女大型ブース)Ulm, Ulf (幼児コーナー)Uc (オストメイト)Uo (パウダーコーナー)Up (洗面)Us (多機能トイレ)Uh	男・小 3.0 m <sup>2</sup> 男・大、女 5.4 m <sup>2</sup> 男女大型ブース 8.8 m <sup>2</sup> 幼児コーナー 6.1 m <sup>2</sup> オストメイト 9.2 m <sup>2</sup> パウダーコーナー 2.2 m <sup>2</sup> 洗面器 3.0 m <sup>2</sup> 多機能トイレ用 10.8 m <sup>2</sup>				

- (注)1. 観光部：観光的特性が高いと思われる場合に適用  
 (注)2. 駐車マス数のうち大型車と小型車の割合は本線交通量に対する大型車の混入率等により変化する。  
 (注)3. 駐車回転率 r (平均駐車時間) は表 4-2 のとおりとする。  
 (注)4. 洋式大便器は、表 4-1 の比率を原則とする。ただし、既設トイレについては利用実態等を考慮のうえ決定する。

表4-2 SA・PA平均駐車時間

エリアの種類	車種別	回転率
SA	小型車	2.4 回/h(25 分)
	大型バス	3 回/h(20 分)
	大型貨物	2 回/h(30 分)
PA	小型車	4 回/h(15 分)
	大型バス	4 回/h(15 分)
	大型貨物	3 回/h(20 分)

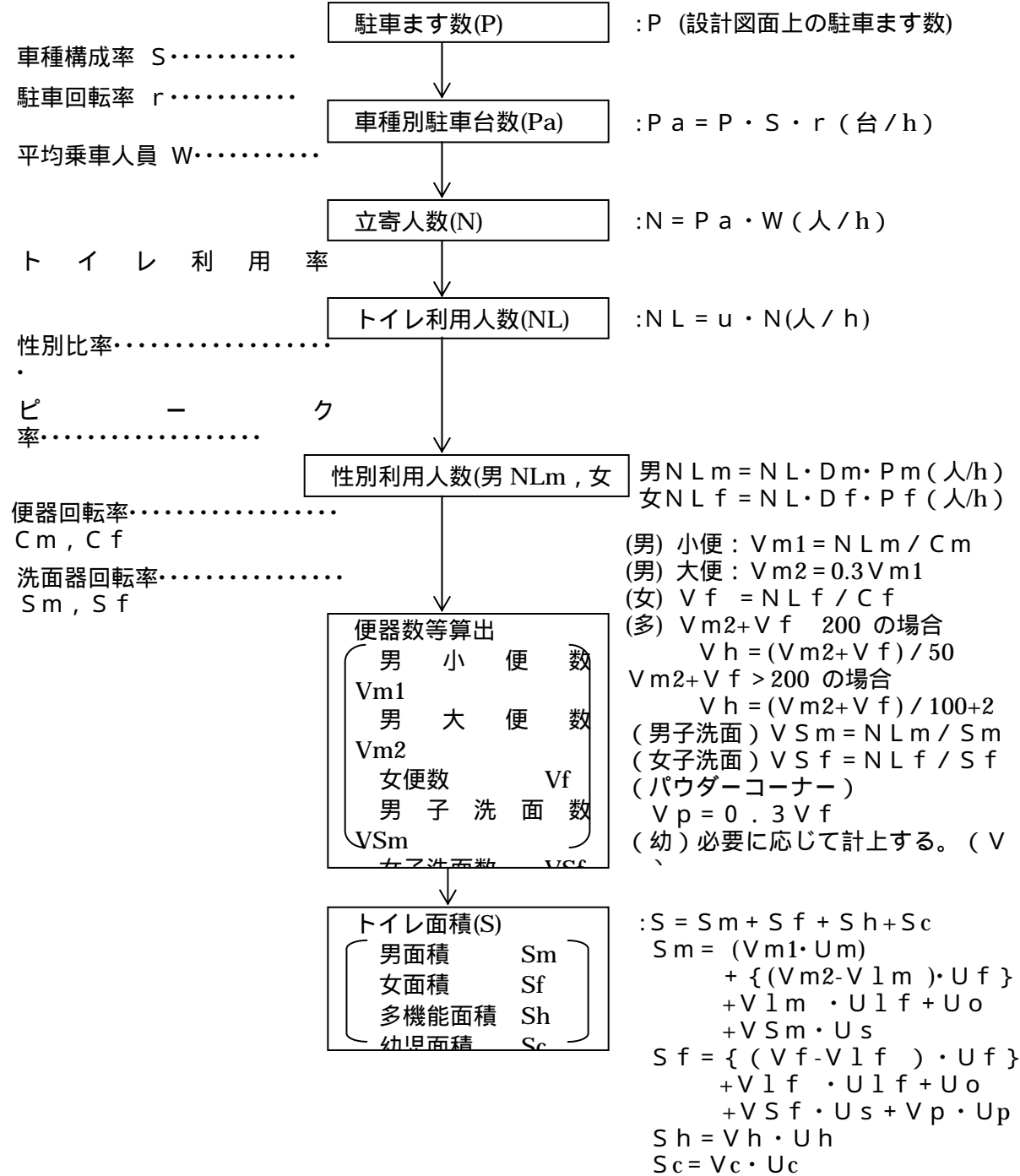
表4-1 トイレ規模算出

項目	記号	係数				
		サービスエリア		パーキングエリア		
		一般部都市部	観光部(注)1	ハイウェイゾップ有	ハイウェイゾップ無	
駐車マス数	P	(注)2				
車種構成率	S	小型	0.89	0.91	0.87	
		バス	0.04		0.03	0.04
		トラック	0.07	0.05	0.10	0.09
駐車回転率	r	(注)3				
車種別駐車台数	Pa	P × S × r				
平均乗車人員	W	小型	1.9人		1.9人	
		バス	2.7人	2.4人	2.3人	2.1人
		トラック	1.2人			
トイレ利用率	u	0.84	0.78			
性別比率	Dm	男	0.52		0.62	
	Df	女	0.48		0.38	
ピーク率	Pm	男	2.2		2.4	
	Pf	女	3.1	3.4	3.6	3.6
便器回転率	Cm	男	100人/h			
	Cf	女	40人/h			
洋式便器設置率	Wm	男	0.8			
	Wf	女	0.8			
便器数	(男・小)Vm1(男・大)Vm2(女)Vf	Vm2 = 0.3Vm1				
洗面器回転率	Sm	男	350人/h			
	Sf	女	200人/h			
1人当り面積	(男・小)Um 男・大、女)Uf (男女大型ブース)Ulm, Ulf (幼児ブース)Uc (オストメイト)Uo (パウダーコーナー)Up (洗面)Us (身障者)Uh	男・小 3.0 m <sup>2</sup> 男・大、女 5.4 m <sup>2</sup> 男女大型ブース 8.8 m <sup>2</sup> 幼児ブース 6.1 m <sup>2</sup> オストメイト 9.2 m <sup>2</sup> パウダーコーナー 2.2 m <sup>2</sup> 洗面器 3.0 m <sup>2</sup> 身障者用 10.8 m <sup>2</sup>				

- (注)1. 観光部：観光的特性が高いと思われる場合に適用  
 (注)2. 駐車マス数のうち大型車と小型車の割合は本線交通量に対する大型車の混入率等により変化する。  
 (注)3. 駐車回転率 r (平均駐車時間) は表 4-2 のとおりとする。

表4-2 SA・PA平均駐車時間

エリアの種類	車種別	回転率
SA	小型車	2.4 回/h(25 分)
	大型バス	3 回/h(20 分)
	大型貨物	2 回/h(30 分)
PA	小型車	4 回/h(15 分)
	大型バス	4 回/h(15 分)
	大型貨物	3 回/h(20 分)



大型ブース数 (V l m、V l f) は最低男女 1 基以上設置する。  
 注) 便器数・洗面器数算定において、計算結果の端数処理では切り上げとする。

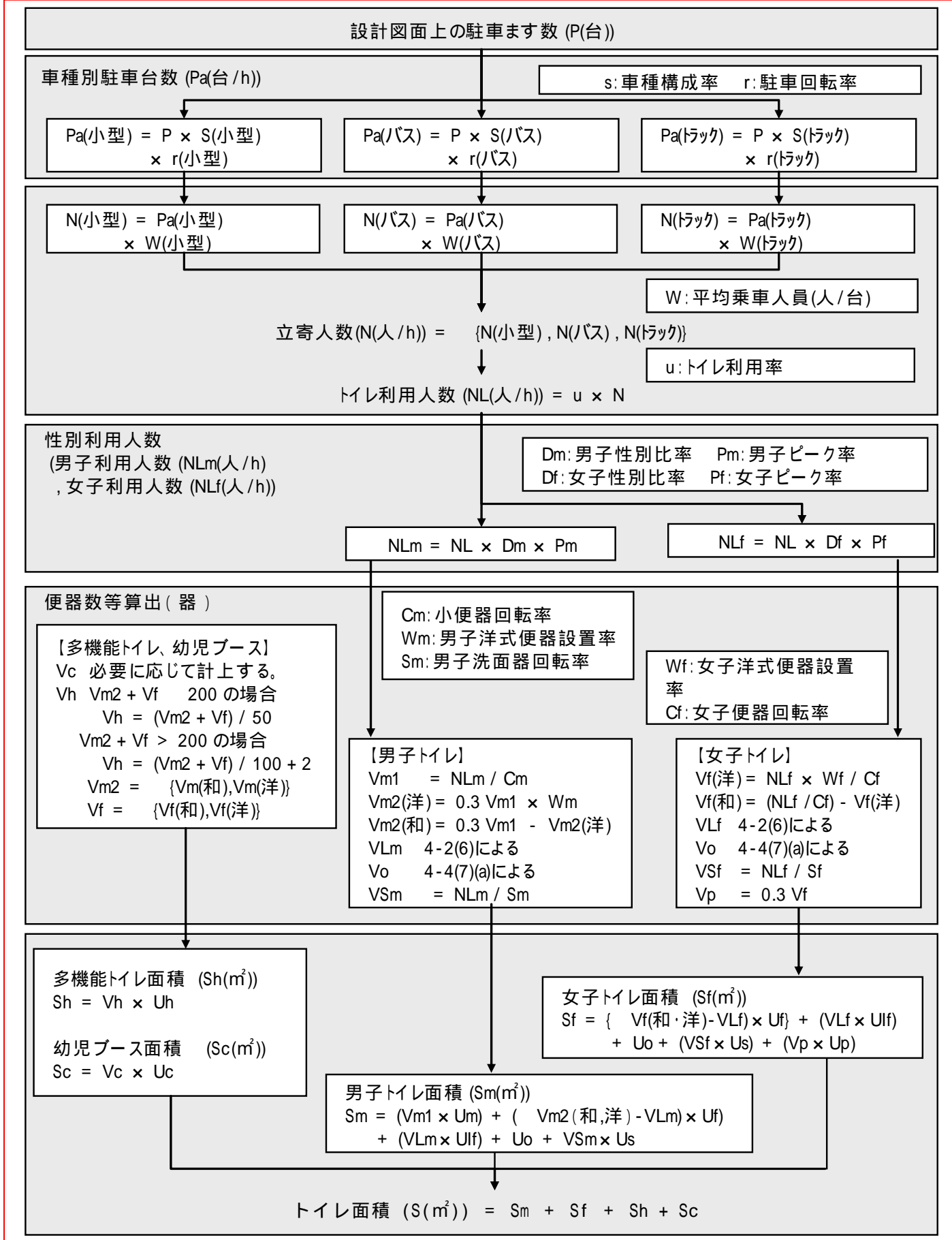


図4 - 1 トイレの規模算出のフローチャート

	男子トイレ		女子トイレ		その他	
	数 (箇所)	単位面積 (m <sup>2</sup> /箇所)	数 (箇所)	単位面積 (m <sup>2</sup> /箇所)	数 (箇所)	単位面積 (m <sup>2</sup> /箇所)
小便器数	Vm1	Um	-	-	-	-
洋式大便器数	Vm2(洋)	Uf	Vf(洋)	Uf	-	-
和式大便器数	Vm2(和)	Uf	Vf(和)	Uf	-	-
大型ブース数	VLm	Ulf	VLf	Ulf	-	-
オストメイト設備数	Vo	Uo	Vo	Uo	-	-
洗面器数	VSm	Us	VSf	Us	-	-
ハウダコーナ数	-	-	Vp	Up	-	-
幼児ブース便器数	-	-	-	-	Vc	Uh
身障者便器数	-	-	-	-	Vh	Uc

図4 - 1 トイレの規模算出のフローチャート

- (注) 1. 便器数・洗面器数算定において、計算結果の端数処理では切り上げとする。
- (注) 2. 和式大便器は 1 基以上設置するものとする。但し計算の結果男女各々の大便器数が 2 器の場合は、和式 1 器、洋式 1 器とする。
- (注) 3. 女子トイレ内の男子小便器(小児用)については、男子トイレの小便器 9 個までは 1 個、19 個までは 2 個、20 個以上は 3 個設ける。尚、小児用小便器はストール型とする。

4 - 3 トイレ各部詳細計画

トイレの構造は、地域特性、経済性等を考慮のうえ決定するものとする。

トイレの外観は、併設されるレストラン、ハイウェイショップ棟と調和のとれた形とし、敷地形状及び地域特性も考慮したものとする。

トイレの仕上げは、耐久性があり、清潔感のある材料を使用するものとする。

(1) 構造は地域特性、経済性等を考慮のうえ決定するものとする。参考に、内外部の仕上げを表 4 - 3、4 - 4 に示す。仕上げ材は、経済性、耐久性等を十分に検討し適切な材料選定を行う。

表4 - 3 外部仕上表 (参考)

仕 上 箇 所	仕上概要	備考
屋 根	アスファルト防水 A - 2 の上押えコンクリート	目地：伸縮目地
笠 木	コンクリート金ゴテ押え	アルミ笠木の場合は市場品程度とする。
外 壁	磁器質タイル貼又は複層模様吹付け	磁器質タイルは、表、妻側の意匠上配慮が必要な箇所とする。 (注) 外壁にポスター専用掲示板を設置する。
入口ポーチ	磁器質タイル貼	入口壁部案内表示板(男、女) アクリル板厚 6mm
豎 樋	硬質塩ビ管	寒冷地：配管用炭素鋼鋼管-2 液形塗 リウタエナリ塗

削除

(注) 休憩施設 (トイレ) の外観、外部仕上げ材、色調等を決定する際は、それに併設される占用主体施工のレストラン、ハイウェイショップと不調和とならない様にすること。

表4 - 4 内部仕上表 (参考)

区分 室名	床	腰壁	天井	衛生機器	その他	備考
男 子 ト イ レ	磁器質タイル貼	熱硬化樹脂板	岩綿吸音板又は繊維強化セメント板	床置き小便器又は低リップ型壁掛式小便器： センサー式 大便器 - 陶器： 押釦式バルブ	大便器ブース隔板： 熱硬化樹脂板等	ドア： 熱硬化樹脂板等
女 子 ト イ レ	"	"	"	大便器：陶器 押釦式バルブ	"	
洗 面 所 ( 男 女 )	"	"	"	手洗い器： 半埋込み型、独立型等	鏡(盗難防止枠付) 甲板：熱硬化樹脂板等 洗面台下部：アルミ板等	水石けん設置
多機能トイ レ	"	"	"	便器：押釦式 手洗い器	手すり及び多目的 棚設置	"
掃 除 用 具 庫	モルタル 金ごて	モルタル 金ごて VE	繊維強化セメント板	掃除用シンク： 陶器製	棚：木製	建具：ステンレス 扉等 シリンダー 錠付
ホ ー ル	磁器質タイル貼	半磁器タイル貼	岩綿吸音板又は繊維強化セメント板			

(注) 1 . 巾木については、ステンレス製等とし、掃除に充分考慮した材料とする。

(注) 2 . 腰壁より上部の壁については半磁器タイル又は複層模様吹付けとする。

(寒冷地については半磁器タイルを磁器タイルとする。)

(2) トイレの仕上げの使用材料については、耐腐蝕性、耐久性のあるものを選定する必要がある。又内外装

材は、汚れの落ちやすい材質を選定する。特に床については清掃の容易な仕上げ材、滑りにくい仕上げ材 (滑り抵抗係数(C.S.R)が表 4-5 の値を満足するもの)を選定し、すべり抵抗に大きな差(滑り抵抗値(C.S.R)で 0.2 以上)がある材料の複合使用は避ける。「突起断面形状」の場合は、突起部の高さが 0.5cm を超えてはならない。また段差を設けない構造とする。

(3) トイレの平面は規模(便器数)、敷地形状及び地域特性等を考慮して決定する。

寒冷地域の入口は風除室(ホール)を設け、寒冷地以外の地域(一般地域)の入口は外部より直接男子、女子及び多機能トイレに出入できる平面計画とする。

表 4-5 トイレの各ゾーンにおける滑り抵抗値

トイレゾーン	滑り抵抗値(設計値)
歩行部(通路部)	0.55 ~ 0.9
溝蓋排水部	0.55 ~ 0.9
男子小便器下部	0.44 ~ 0.9
歩行部(非歩行部)	0.44 ~ 0.9

削除

4-3 **トイレ全般の詳細計画**

トイレの外観は、併設されるレストラン、ハイウェイショップ棟と調和のとれた意匠とし、敷地形状及び地域特性も考慮したものとする。

トイレの仕上げは、耐久性があり、清潔感のある材料を使用するものとする。

(1) 設計計画

- (a) 構造は地域特性、経済性等を考慮のうえ決定するものとする。
- (b) 標準的な天井高はH=2,600mmとする。
- (c) 倉庫にトイレトーパー収納棚、モップ置場を設け扉は施錠出来るものとする。
- (d) トイレ及び洗面所は分割使用が可能な配置（以下「分割ブロック」という。）とする。
- (e) 原則として一般地域のトイレ入口は、外部広場から、男子、女子及び多機能トイレへ各々直接出入する形式とし、詳細は4-4(8)によるものとする。
- (f) 原則として積雪寒冷地域のトイレ入口は、風雪防止を兼ねてホールを設け、これを經由して、男子、女子及び多機能トイレに出入する形式とし、入口には扉を設ける。なお詳細は4-4(8)によるものとする。

(2) 使用材料

- (a) トイレは仕上げの使用材料については、耐腐蝕性、耐久性のあるものを選定する。又内外装材は、汚れの落ちやすい材質を選定する。
- (b) 内外部の標準的な仕上げを表4-3、4-4 に示すものとし、使用条件や清掃条件を考慮して決定する。なお標準的な仕上げ以外の材料を使用する場合は、経済性、耐久性等を十分に検討し適切な材料選定を行う。

表4-3 外部仕上表（参考）

仕上箇所	仕上概要	備考
屋根	アスファルト防水A-2の上押えコンクリート	目地：伸縮目地
笠木	コンクリート金ゴテ押え	アルミ笠木の場合は市場品程度とする。
外壁	磁器質タイル貼又は複層模様吹付け	磁器質タイルは、表、裏側の意匠上配慮が必要な箇所とする。（注）外壁にポスター専用掲示板を設置する。
入口ポーチ	磁器質タイル貼	入口壁部案内表示板（男、女） アクリル板厚6mm
縦樋	硬質塩ビ管	寒冷地：配管用炭素鋼鋼管-2液形塗リウレタン塗

（注）休憩施設（トイレ）の外観、外部仕上げ材、色調等を決定する際は、それに併設される占用主体施工のレストラン、ハイウェイショップと不調和とならない様にする。

表4 - 4 内部仕上表 (参考)

区分 室名	床	腰壁	天井	衛生機器	その他	備考
男子トイレ	磁器質タイル 貼	熱硬化樹脂板	岩綿吸音板又は 繊維強化セメン ト板	床置き式小便器又は低リッ プ型壁掛式小便器： センサー式 大便器：陶器 押ボタンバルブ	大便器ブース隔 板 ：熱硬化樹脂板 等	ドア ：熱硬化樹脂板 等
女子トイレ	"	"	"	大便器：陶器 押ボタンバルブ	"	
洗面所 (男女)	"	"	"	手洗い器 ：半埋込み型 独立型等	鏡 (盗難防止枠 付) 甲板：熱硬化樹 脂板等 洗面台下部：ア ルミ板等	水石けん設置
身障者 用トイレ	"	"	"	便器：押ボタン 手洗い器	手すり 及び多目的棚設 置	"
掃除 用具庫	モルタル 金ごて	モルタル 金ごてVE	繊維強化セメン ト板	掃除用シンク ：陶器製	棚：木製	建具：ステンレ ス扉等 シリンドー 錠付
ホール	磁器質タイル 貼	半磁器タイル貼	岩綿吸音板又は 繊維強化セメン ト板			

(4) トイレ各部の詳細を次に示す。

(a) 大便器の和洋比率は、原則として下記の比率により決定するものとする。ただし、既設トイレについては、下記の比率を目安に利用実態等を考慮のうえ決定する。

男子トイレ 和式2 : 洋式8

女子トイレ 和式2 : 洋式8

(計算した結果、端数が生じる場合は四捨五入して決定するものとするが、大便器数が2器の場合は、和式1器、洋式1器とする。)

また、ブース内には手すりを取り付ける。

(b) ブース隔板は耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し、一般ブース寸法は1,400×1,350、大型ブース寸法は1,400×2,200を原則とする。

(c) 大型ブースは介助者を必要としない車椅子使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、老人、妊婦、小児連れ等を対象とした便房である。

大型ブースは男女各トイレにそれぞれ2ブース(分割清掃を考慮しない小規模トイレの場合は1ブース)以上を標準とする。出入り口は引き戸(有効幅900mm以上)とし、ブース内に手洗い器(温水設備付)、折りたたみ式ベビーベッド及び鏡を設置する。

(d) また、女子トイレ隔板の高さは、原則として天井下150まで施工することを考慮し、高さ2,450を標準とする。

(e) ブース扉は、耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し開閉は全て内開きとする。詳細は建築工事標準図集による。

(f) ブース扉には、打掛錠、ラバトリーヒンジ、及び戸当りゴムを取付けるものとし、詳細は建築工事標準図集による。

(g) ペーパーホルダーは多連式とする。

(h) 洗面所は分割使用を考慮した配置とし、各ブロック1箇所以上については車椅子での使用が可能なように、洗面台下に車椅子及び膝等が納まるクリアランスを確保すること。手洗い器は半埋込み型や独立型などとし、小児用手洗い器を併設する。一般用・身障者用手洗い器高さは800mm以下とし、小児用手洗い器高さは550mm程度とする。

立水栓はセンサー方式を使用する。水石けん供給栓等を設置する。鏡については、盗難防止枠付きとする。洗面台の近辺にエアータオルを設ける。エアータオルは低騒音タイプを採用する。

荷物置き棚を設け、棚の高さは使いやすいものとし、棚面は手提げバッグなど置けるスペースがあることが望ましく、小物も置けるものが良い。手洗い器に温水設備を設ける場合は、その表示を行うことが望ましい。

また、利用の多い大規模女子トイレにおいては化粧カウンター(パウダーコーナー)を設置する。

なお、停電時に対応可能なように、手動水栓を1箇所以上設置する。

(i) 男子小便器はトラップ床置式小便器又は低リップ型壁掛け式小便器とし、洗浄方式はセンサー方式とする。受け口高さ35cm以下の小便器及び手すり付小便器については分割ブロック毎に1ヶ所以上設置する。

寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、露出配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行うものとする。

女子トイレ内の男子小便器(小児用)については、男子トイレの小便器9個までは1個、19個まで

削除

- は2個、20個以上は3個設ける。尚、小児用小便器はストール型とする。
- また、設置位置は入口側を原則とする。
- (j) 大便器の洗浄方式は押釦式とする。
- 洋式便器は原則として掃除口無しとする。ただし、一般洋式や大型ブースで数が少ない場合については、現地状況に応じて仕様を決定する。和式便器は原則として掃除口付きとする。
- 寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、フラッシュバルブボックス内配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行う。
- (k) 女子大便器には擬音装置を設ける。温水洗浄便座の場合は擬音装置機能を有する便座を採用する。
- (l) 大便器の排水はUバート型式とし、底部分は汚水の流れが容易な材料とする。
- なお、Uバートの上流部に掃除用マンホールを設け、掃除用バルブを設ける。
- (m) 床の排水勾配は良好な勾配を、動線を考慮した位置に排水溝を計画する。中央を高く取り、両側に溝を設ける。
- 溝蓋は防錆性（耐食性）に優れた材質とする。
- (n) 寒冷地で設置する出入口の防寒用扉は、冬期以外は常時開放できるものとし、材質はステンレス製、網入磨板ガラスとする。
- (o) 内外壁には2段手すりを設置する。手すりの仕様については、円管形とし、高さについてはH = 600 ~ 650mm及びH = 750 ~ 850mmとする。
- (p) 標準的な天井高はH = 2,600mmとする。
- (q) トイレ内にベビーベッドを設ける。
- また、利用の多い大規模お手洗いで、トイレブース内にベビーベッドの設置を考慮し、ブース扉にピクトサインにより表示を行うものとする。
- (r) 掃除用具庫にトイレットペーパー収納棚、モップ置場を設け扉は施錠出来るものとする。詳細は建築工事標準図集による。
- (s) 灯具は全てHf蛍光灯、LEDなどを使用し、第4編 建物内電気通信施設に記載の必要照度を確保する。
- (t) 掃除用電源コンセントを男女トイレ、洗面所、掃除用具庫内に設置する。又、給水栓は、男女各トイレ、洗面所内、トイレ(外部)に設置する。
- (u) 自然換気を充分考慮した上で強制換気を行う。ただし、換気扇取付け位置は点検、清掃を考慮した位置とする。
- なお、夜間等利用頻度を考慮し運転制御方式を検討する。
- (v) 男女各トイレにオストメイト対応器具をそれぞれ1基以上設置する。男女各トイレ内に設置できない場合は多機能トイレに設置する。
- (w) 男女各トイレ入口から大型ブースまでの通路幅は120cm以上とする。
- (x) トイレ入口にドアを設ける場合には、自動ドアもしくは車椅子使用者が容易に開閉できる構造とし、前後に段差を設けない。
- (y) トイレ入口にトイレの配置を表示した案内板（大型ブース、オストメイト対応器具、大便器、小便器、手洗い器など）を設けなければならない。案内板は点字をはり付けること等により、視覚障がい者が容易に識別できるものとする。詳細は、休憩施設関連サインマニュアルによる。
- (z) ピクトサインは表示すべき内容が容易に識別できるものでなければならない。詳細は、休憩施設関連サインマニュアルによる。

削除

（ ）洋式便器の便座は温水洗浄便座とし、操作部については一般洋式が本体に組み込まれたもの、大型ブースはリモコン壁付とする。

削除

4-4 一般用トイレ各部の詳細計画

一般用トイレ各部の詳細は、出来るだけ多くのお客様にとって利便性の高いものとなるよう、また維持管理に適したものとなるよう考慮し計画する。

(1) 案内表示

- (a) 出入口付近に男女別表示をわかりやすく表示する。
- (b) 男女別及び構造を、視覚障がい者がわかりやすい位置に、触知案内図等で表示する。
- (c) 触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921の規格にあわせたものとする。
- (d) 触知案内図等は、床から中心までの高さを1,400mmから1,500mmとする。
- (e) その他のトイレのピクトグラム・案内は、「休憩施設関連サインマニュアル」によるものとする。

(2) 男子小便器

- (a) トイレ内に、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ350mm以下の低リップの壁掛式小便器を1以上設置する。
- (b) 上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。
- (c) その他の男子小便器は床置き又はリップ高さ350mm以下の低リップの壁掛式小便器とする。
- (d) 小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。
- (e) 小便器の脇には杖などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。
- (f) 寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、露出配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行うものとする。

(3) 一般ブース

- (a) ブース隔板は耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し、一般ブース寸法は1,400mm×1,350mmを原則とする。
- (b) 女子トイレ隔板の高さは、原則として天井下150mmまで施工することを考慮し、高さ2,450mmを標準とする。
- (c) ブース扉は、耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し開閉は全て内開きとする。
- (d) ブース扉には、打掛錠、ラバトリーヒンジ、及び戸当りゴムを取付けるものとする。
- (e) 洋式便器周辺には垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障がい者等の利用を考慮したものとする。なお便器の仕様については施仕第08502号によるものとする。
- (f) 和式便器の前方の壁に垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障がい者等の利用を考慮したものとする。
- (g) ブース内には、杖などを立てかけるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。
- (h) 弱視者、色覚障がい者等を考慮し、扉には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。
- (i) 洋式便器の便座は温水洗浄便座とする。
- (j) 女子大便器には擬音装置を設ける。
- (k) ペーパーホルダーは多連式とする。

(l) 大便器の洗浄方式は押釦式とする。洋式便器は原則として掃除口無しとする。ただし一般洋式や大型ブースで数が少ない場合については、現地状況に応じて仕様を決定する。和式便器は原則として掃除口付とする。なお寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、フラッシュバルブボックス内配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行う。

(m) 大便器の排水はUバート型式とし、底部分は汚水の流れが容易な材料とする。なお、Uバートの上流部に掃除用マンホールを設け、掃除用バルブを設ける。

(4) 洗面器

(a) 洗面器は手すりを設けたものを1以上設置する。

(b) 洗面器は半埋込み型や独立型などとする。

(c) 洗面器は上面の高さ550mm程度のものを設ける。また車椅子利用者等の利用に考慮し、身障者用洗面器若しくは手すり付洗面器で上面の高さが800mm以下のものを設け、洗面台下に車椅子及び膝等が納まるクリアランス(床600mm以上の高さ)を確保する。なおこれらの、設置位置はトイレ入口付近が望ましい。一般用洗面器高さも800mm以下とする。

(d) 立水栓はセンサー方式を使用する。なお手動水栓を1箇所以上設置するものとし、これは車椅子、小児用洗面器以外の洗面器とする。

(e) 水石けん供給栓等を設置する。

(f) 洗面器のうち、半数程度温水設備を設けることとし、その表示を行うことが望ましい。

(g) 鏡は、盗難防止枠付きとする。

(h) 洗面器の近辺には、低騒音タイプのエアータオルを設ける。

(i) 荷物置き棚を設け、棚の高さは使いやすいものとし、棚面は手提げバッグなど置けるスペースがあることが望ましく、小物も置けるものが良い。

(5) 乳幼児用設備

(a) 乳幼児連れの人の利用を考慮し、トイレ内にベビーチェアを設置する。当該ブースの扉には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。

(b) 乳幼児連れの人の利用を考慮し、トイレ内にベビーベッドを設置する。当該ブースの扉には、ベビーベッドが設置されている旨の表示を行う。また、利用の多い大規模トイレでは、トイレブース内にベビーベッドの設置を考慮する。

**(6) 床仕上げ**

(a) 床仕上げは、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。また清掃の容易な仕上げとする。

(b) 床仕上げ材の滑り抵抗値(C.S.R)は、表4-5の値を満足するものを選定し、滑り抵抗値に大きな差(C.S.Rで0.2以上)がある材料の複合使用は避ける。「突起断面形状」については、突起部の高さが5mmを超えてはならない。

表 4-5 トイレの各ゾーンにおける滑り抵抗値

トイレゾーン	滑り抵抗値(設計値)
歩行部(通路部)	0.55~0.9
溝蓋排水部	0.55~0.9
男子小便器下部	0.44~0.9
歩行部(非通路部)	0.44~0.9

(c) 排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障がい者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。また溝幅は、細目のものを採用する。

(d) 床面は、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。

(e) 排水は良好な勾配を取り、動線を考慮した位置に排水溝を計画する。ものとし、中央を高く取り、両側に溝を設ける。溝蓋は防錆性(耐食性)に優れた材質とする。

**(7) オストメイト対応器具**

(a) 男女各トイレにオストメイト対応器具をそれぞれ2基以上(分割ブロックに各1基以上)設置する。男女各トイレ内に設置できない場合は多機能トイレに設置する。設置位置の優先順位は 洋式ブース内、大型ブース内、多機能トイレとする。

(b) オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置する。

(c) 上記の水洗装置としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置する。

(d) 汚物流しを設置する場合、オストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。

(e) 水洗装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置することが望ましい。

**(8) 出入口**

(a) 身障者用駐車場から最も近い位置の出入口については有効幅1,200mm以上とする。

**(9) ドア**

(a) 積雪寒冷地域のトイレにおける出入口ドア(以下「防寒用ドア」)は、自動ドアを標準とする。

(b) 防寒用ドアは、冬期以外は常時開放できるものとし、材質はステンレス製、網入磨板ガラスとする。

(c) トイレ出入口にドアを設ける場合には、自動ドアもしくは車椅子使用者が容易に開閉できる構造とし、前後に段差を設けない。

(10) 通路

- (a) 内外壁には2段手すりを設置する。手すりの仕様については、円管形とし、高さについてはH = 600 ~ 650mm及びH = 750 ~ 850mmとする。詳細についてはスロープに準ずる。
- (b) 男女各トイレ入口から大型ブースまでの通路幅は1,200mm以上とする。なおこの通路には、車いすの転回スペースを確保することが望ましい。

(11) 電灯・コンセント設備

- (a) 灯具はHf蛍光灯、LEDなどを使用し、第4編 建物内電気通信施設に記載の必要照度を確保する。
- (b) 掃除用電源コンセントを男女トイレ、洗面所、倉庫内に設置する。又、給水栓は、男女各トイレ、洗面所内、トイレ(外部)に設置する。

(12) 動力設備

- (a) 自然換気を充分考慮した上で強制換気を行う。ただし、換気扇取付け位置は点検、清掃を考慮した位置とする。なお、夜間等利用頻度を考慮し運転制御方式を検討する。

(13) 大型ブース

- (a) 大型ブースは介助者を必要としない車椅子使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、老人、妊婦、小児連れ等を対象としたブースである。
- (b) 大型ブースの数は4-2(6)によるものとする。出入り口は引き戸とし、ブース内に手洗い器(温水設備付)、折りたたみ式ベビーベッド及び鏡を設置する。
- (c) 標準型の手動車いすで利用が可能なスペースを確保する(1,400mm×2,200mmのスペースと有効幅員900mmの出入口を原則とする)
- (d) ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障がい者が操作しやすい形状とする。
- (e) 大型ブースには、洋式便器を設置する。便器の形状は、車いすのフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。
- (f) 便座には便蓋を設けず、背後にもたれを設ける。
- (g) 便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、汚物入れを設置する。便器洗浄ボタンは、手がざしセンサー式の設置を避け、操作しやすい押しボタン式とする。
- (h) 荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。
- (i) 洋式便器の便座は温水洗浄便座とする。
- (j) 女子大便器には擬音装置を設ける。

- (5) 多機能トイレの仕様を次に示す。
- (a) 多機能トイレは原則としてトイレ内に配置するものとし、外部からの専用出入口を設ける。
- (b) 規模は内法2,200×2,700を標準とし、手洗器、便器、手すり、鏡及び多目的棚(簡易ベッド)等を設ける。
- (c) 多機能トイレは、車イス使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、視覚障がい者、老人、妊婦、小児連れ、病人等を対象としている。
- (d) 屋内通路はもちろん、駐車場から多機能トイレ間の通路は平坦でかつ、滑らない仕上げとしなければならない。
- (e) 多機能トイレ各部の詳細を次に示す。
- (イ) 標準図は建築工事標準図集による。
- (ロ) 便座は温水洗浄便座とし、操作部についてはリモコン壁付とする。
- (ハ) 大便器は原則として掃除口付きとする。
- (ニ) 扉は、W1,090×H1,900の吊戸式アルミ製片引戸とし、内部には施錠装置を取り付け、外部からは合錠等で開く構造とする。
- (ホ) 扉内側にはカーテンを取り付ける。なお、中央重ね部分は200mm以上とする。
- (ヘ) 手摺は、可動式とし、壁面側は固定式とする。
- (ト) フラッシュバルブは、押ボタン式(タッチスイッチ)とする(寒冷地はレバー式操作弁)。  
なお、逆方向に座って操作できるよう押ボタン位置を考慮する。
- (チ) 手洗い器は一般市販品とし、車いすでの使用を考慮する。蛇口水栓は自動水栓とする。  
また、便座に腰掛けたまま使用できる手洗い器を便器脇に設置する。これらの機器には温水設備を設ける。
- (リ) 鏡は480×600程度とする。また、姿見は500×1,000程度とする。
- (ヌ) 多目的棚(簡易ベッド)は車いすから移動しやすい高さとし、450～500mmを標準とする。
- (ル) 出入口部分には、段差を設けてはならない。  
なお、グレーチングの場合、網目は横目とする。
- (ヲ) トイレ内には非常用警報設備を設け、レストランのレジ、インフォメーション及びガスステーション、又はハイウェイショップ等に連絡出来るよう措置する。また復帰方法をわかりやすい場所に表示する。
- (ヾ) 非常用ボタンは床上300～400mm程度及び750mm以上1,000mm以下の位置に2箇所、施錠装置は750mm以上1,000mm以下の位置にセットし、簡易に作動するものであること。また多機能トイレ前面外壁部等の視認し易い箇所に非常用ボタンと連動した回転灯(又はランプ付きブザー等)及び非常通報の銘板を設置する。
- (カ) 多機能トイレを示すピクトサインはトイレ建物の出入口及び必要に応じ身障者用出入口の壁に各々1枚取付けるものとする。詳細は、休憩施設関連サインマニュアルによる。
- (コ) 多機能トイレは密室としない。
- (ク) 照明点灯方式は常時点灯方式とする。
- (ケ) 点字案内は洗浄ボタン直近及び非常用呼出しボタン直近に設置する。

削除

## 4 - 5 多機能トイレ各部の詳細計画

多機能トイレは、車イス使用者、肢体不自由者（松葉杖や義足の使用者）など、身障者のお客様の利便性を第一と考えるだけでなく、老人、妊婦、乳幼児を含む小児連れ、病人等の利便性に配慮する。

(1) 配置

- (a) 多機能トイレ内には手洗器、便器、手すり、鏡及び多目的棚（簡易ベッド）等を設ける。
- (b) 屋内通路はもちろん、駐車場からの多機能トイレの間の通路は平坦でかつ、滑らない仕上げとしなければならない。
- (c) 多機能トイレは密室とならないよう考慮して、壁の上部に一部開口部を設ける。

(2) 案内表示

- (a) ピクトグラムはトイレ建物の出入口及び必要に応じ多機能トイレの出入口の壁に各々1枚取付けるものとする。詳細は、休憩施設関連サインマニュアルによる。

(3) 出入口

- (a) 多機能トイレに入るための通路、出入口は、段差その他の障害物がないようにする。

(4) ドア

- (a) 軽い力で操作できる手動式の吊戸式アルミ製引き戸とする。自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。
- (b) 握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。
- (c) ドアの有効幅員は900mm以上とする。
- (d) ドア内側にはカーテンを取り付ける。なお、中央重ね部分は200mm以上とする。

(5) 鍵

- (a) 指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとする。
- (b) 外部からは合鍵等で開く構造とする。
- (c) 施錠装置は高さ750mm以上1,000mm以下程度の位置にセットする。

(6) 大きさ

- (a) 新設の場合等、スペースが十分取れる場合には、電動車いすで方向転換が可能なスペースを確保するものとし、内法寸法は有効で2,200mm×2,700mmを標準とする。

(7) 便器

- (a) 便器は洋式とする。便器の形状は、車いすのフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。
- (b) 便座には便蓋を設けず、背後にもたれを設ける。
- (d) 便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具がないよう考慮した設計とする。

- ( e ) 便座は暖房便座機能のついた温水洗浄便座とする。
- ( f ) 大便器は原則として掃除口付とする。

( 8 ) オストメイト対応器具

- ( a ) オストメイト対応器具を設置する場合の水洗装置は、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置する。
- ( b ) 汚物流しを設置する場合、オストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。
- ( c ) 水洗装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置する。

( 9 ) 手すり

- ( a ) 手すりを設ける。取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい素材で握りやすいものとする。
- ( b ) 壁と手すりの間隔は握った手が入るように50mm以上の間隔とする。
- ( c ) 手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車いすを便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように便器先端と同程度とする。手すりの高さは650～700mmとし、左右の間隔は700～750mmとする。

( 10 ) 付属器具

- ( a ) 便器洗浄ボタンは便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。押しボタンはタッチスイッチ式操作弁とし、逆方向に座って使用する場合でも操作できるよう押ボタン位置を考慮する。
- ( b ) 小型手洗い器を、便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置し、水栓はセンサー式とし、温水設備を設ける。
- ( c ) 紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。また便座の逆向き利用を考慮した紙巻器も併せて設置する。
- ( d ) 荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。
- ( e ) 点字案内は洗浄ボタン直近及び非常用呼出しボタン直近に設置する。

( 11 ) 洗面器・手洗器

- ( a ) 洗面器及び手洗い器は一般市販品とする。
- ( b ) 車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。
- ( c ) 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上600mm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準の高さを800mm以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- ( d ) 蛇口水栓は、上肢不自由者のためにもセンサー式とする。
- ( e ) おむつ交換やオストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。温水設備の設置にあたっては、車いすでの接近に障害とならないよう考慮する。
- ( f ) 小型手洗い器を、便座に腰掛けたまま使用できる位置に設置する。この水栓はセンサー式とし、温水

設備を設ける。

(12) 鏡

(a) 鏡は車いすでも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な高さを持った平面鏡とする。

(b) 鏡の大きさはW=480mm × H=600mm程度とする。また、姿見鏡を設置するものとし、W=500mm × H=1,000mm程度とする。

(13) 汚物入れ

(a) 汚物入れは、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。

(14) 多目的棚 (簡易ベッド)

(a) 重度障がい者のおむつ替え用等に、折りたたみ式の多目的棚 (簡易ベッド) を設置する。その場合、畳み忘れであっても、車いすでの出入りが可能となるよう、車いすに乗ったままでも畳める構造、位置とする。

(15) 床仕上げ

(a) 床仕上げは4-3 (2) 及び4-4 (6) に準じたものとする。

(b) グレーチングを設ける場合の網目は横目とする。

(16) 非常警報装置

(a) 多機能トイレ内には非常警報装置を設け、レストランのレジ、インフォメーション及びガスステーション、又はハイウェイショップ等に連絡出来るよう措置する。また復帰方法をわかりやすい場所に表示する。また多機能トイレ前面外壁部等の視認し易い箇所に非常用ボタンと連動した回転灯 (又はランプ付きブザー等) 及び非常通報の銘板を設置する。

(b) 非常用ボタンは、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように設置する。

(c) 非常用ボタンは床上300 ~ 400mm程度及び750mm以上1,000mm以下程度の位置に2箇所設ける。

(17) 電灯・コンセント設備

(a) 電灯・コンセント設備は4-4 (11) に準じたものとする。

(b) 照明点灯方式は常時点灯方式とする。

1 以下は、中日本高速道路株式会社に適用する。

#### 4. お手洗い<sup>2</sup>

##### 4-1 お手洗いの計画

お手洗いは、男子お手洗い、女子お手洗い、男子洗面所、女子洗面所、身障者用お手洗い、倉庫によって構成され、室内は明るく、におわない、清潔感及び安心感のある計画とする。

- (1) お手洗いには男子お手洗い、女子お手洗い、男子洗面所、女子洗面所、身障者用お手洗い、倉庫を設ける。
- (2) 構造は原則として鉄筋コンクリート造平家建とする。構造については、乾式清掃等を前提に鉄筋コンクリート造一部鉄骨造又は鉄骨造とすることもできる。
- (3) 一般地域のお手洗い入口は、外部広場から、男子、女子及び身障者用お手洗いへ各々直接出入する形式とする。また身障者用駐車場から最も近い位置の出入り口については有効幅 120cm 以上とし、車椅子の通行に支障となる段差は設けない。
- (4) 積雪寒冷地域のお手洗いや乾式清掃等を前提とするお手洗いは入口に風雪防止及び雨水の持ち込み防止を兼ねてホールを設け、これを経由して、男子、女子及び身障者用お手洗いに出入する形式とし、入口には扉を設ける。又身障者用駐車場から最も近い位置の出入り口については有効幅 120cm 以上とし、車椅子の通行に支障となる段差は設けないこととし、当該扉については自動ドアを標準とする。
- (5) 身障者用駐車場と身障者用お手洗いとの間の通路には、障害物等があってはならない。
- (6) お手洗いには特に清潔感が要求されるため、設計にあたっては換気・採光を十分にとる他、清潔感のある材料の選定や、ある程度の余裕のある室内空間を確保すると共に、清掃や維持管理を容易に行える構造とする。
- (7) お手洗いは分割使用が可能な配置とする。

削除

2 以下は、中日本高速道路株式会社に適用する。

4 . お手洗い<sup>2</sup>

4 - 1 お手洗いの計画

お手洗いは、適正な規模を確保し、室内は明るく、におわない、清潔感及び安心感のある計画とする。

- (1) お手洗いには男子お手洗い、女子お手洗い、男子洗面所、女子洗面所、身障者用お手洗い、倉庫を設ける。
- (2) 構造は地域特性、経済性や環境負荷への影響を鑑み、十分に耐久性をもつものでなければならない。なお詳細は 4-3 (1) (a) によるものとする。
- (3) お手洗いの規模は 4-2 により算出するものとし、その平面計画は、算出された規模、敷地形状及び地域特性等を考慮して決定する。

4 - 2 トイレの規模

- (1) トイレの規模は駐車場の規模に対応したものとする。  
 (2) トイレの規模は男女の便器数によって決定する。

- (1) トイレの規模は、原則として個々の駐車ます数に対応して、これらの諸要素により算出することとし、そのエリアの特性別 (一般部・都市部サービスエリア、観光部サービスエリア、ハイウェイショップ有パーキングエリア、ハイウェイショップ無パーキングエリア) に便器数を決定する。最少便器数については男子小 : 男子大 : 女子 = 3 : 2 : 5 とする。最少洗面器数は 2 とする。
- (2) 多機能トイレについては、男子及び女子の大便器数の合計 (総大便器数) をもとに以下のとおりとする。  
 総大便器数 200 の場合 : (総大便器数) × 1/50 以上  
 総大便器数 > 200 の場合 : (総大便器数) × 1/100 + 2 以上
- (3) 規模算出のフローチャート及び諸要素(係数)は図 4 - 1、表 4 - 1 のとおりである。  
 幼児コーナー、パウダーコーナーなどの室を設ける場合は必要に応じて建物面積に付加する。
- (4) 既設トイレの改築を行う場合、(2) により難しいエリアについては別途検討する。
- (5) パーキングエリアに準ずるようなチェンベース等にトイレの計画をする場合、別途検討する。

削除

4 - 2 お手洗いの配置と規模

- (1) お手洗いの規模は駐車場の規模に対応したものとす。  
 (2) お手洗いの規模は男女の便器数によって決定する。

- (1) お手洗いの規模は、原則として個々の駐車まず数に対応して、これらの諸要素により算出することとし、そのエリアの特性別 (一般部・都市部サービスエリア、観光部サービスエリア、ハイウェイショップ有パーキングエリア、ハイウェイショップ無パーキングエリア) に便器数を決定する。なお最少便器数については男子小 : 男子大 : 女子 = 3 : 3 : 5 とし、また最少洗面器数は 2 とする。
- (2) 規模算出のフローチャート及び諸要素 (係数) は図 4-1、表 4-2 のとおりである。子供ブース、パウダコーナーなどの室を設ける場合は必要に応じて建物面積に付加する。
- (3) 規模算出は上記係数によることを原則とするが、既設お手洗いの改修など運用状況が把握可能である場合は、利用実態調査の結果を加味し規模算出を行うものとする。
- (4) パーキングエリアに準ずるようなチェーンベース等にお手洗いの計画をする場合、表 4-1 の規模によらないで別途検討する。
- (5) 身障者用お手洗いを、高齢者、障がい者等が利用しやすい場所に男女共用のものを 1 以上設置する。なおその数量は、男子及び女子の大便器数の合計 (総大便器数) をもとに以下にて算出する。
- 総大便器数 200 の場合 : (総大便器数) × 1/50 以上  
 総大便器数 > 200 の場合 : (総大便器数) × 1/100 + 2 以上
- ただし、既設お手洗いの改築を行う場合で、上記により難しいエリアについては別途検討する。
- (6) 男子お手洗い、女子お手洗いのそれぞれに 1 以上 (4-3(1)(d) に定義する分割ブロックとした場合は、そのブロック毎に 1 以上) の大型ブースを設置する。

表4-1 お手洗い規模算出

項目	記号	係数			
		サービスエリア		パーキングエリア	
		一般部都市部	観光部(注)1	ハイウェイ有	ハイウェイ無
駐車マス数	P	(注)2			
車種構成率	S	小型	0.89	0.91	0.87
		バス	0.04		0.03
		トラック	0.07	0.05	0.1
駐車回転率	r	(注)3			
車種別駐車台数	Pa	P × S × r			
平均乗車人員	W	小型	1.9人		1.9人
		バス	27人	24人	23人
		トラック	1.2人		
お手洗い利用率	u	0.84		0.78	
性別比率	Dm	男	0.52	0.62	
	Df	女	0.48	0.38	
ピーク率	Pm	男	2.2	2.0	
	Pf	女	2.8	2.6	
便器回転率	Cm	男	90人/h		
	Cf	女	40人/h		
洋式便器設置率	Wm	男	0.9		
	Wf	女	0.7 (注)4		
便器数	(男・小)Vm1(男・大)Vm2(女)Vf	Vm2 = 0.3Vm1			
洗面器回転率	Sm	男	350人/h		
	Sf	女	200人/h		
1人当り面積	(男・小)Um 男・大、女)Uf (男女大型ブース)Ulm, Ulf (子供ブース)Uc (オストメイト)Uo (パウダーコーナー)Up (洗面)Us (身障者)Uh	男・小 3.0 m <sup>2</sup> 男・大、女 5.4 m <sup>2</sup> 男女大型ブース 8.8 m <sup>2</sup> 子供ブース 6.1 m <sup>2</sup> オストメイト 9.2 m <sup>2</sup> パウダーコーナー 2.2 m <sup>2</sup> 洗面器 3.0 m <sup>2</sup> 身障者用 10.8 m <sup>2</sup>			

- (注)1. 観光部：観光的特性が高いと思われる場合に適用  
 (注)2. 駐車マス数のうち大型車と小型車の割合は本線交通量に対する大型車の混入率等により変化する。  
 (注)3. 駐車回転率 r (平均駐車時間) は表 4-2 のとおりとする。  
 (注)4. 便座クリーナー等を設置することを前提として 0.9 とすることができる。

表4-2 SA・PA平均駐車時間

エリアの種類	車種別	回転率
SA	小型車	2.4 回/h(25 分)
	大型バス	3 回/h(20 分)
	大型貨物	2 回/h(30 分)
PA	小型車	4 回/h(15 分)
	大型バス	4 回/h(15 分)
	大型貨物	3 回/h(20 分)

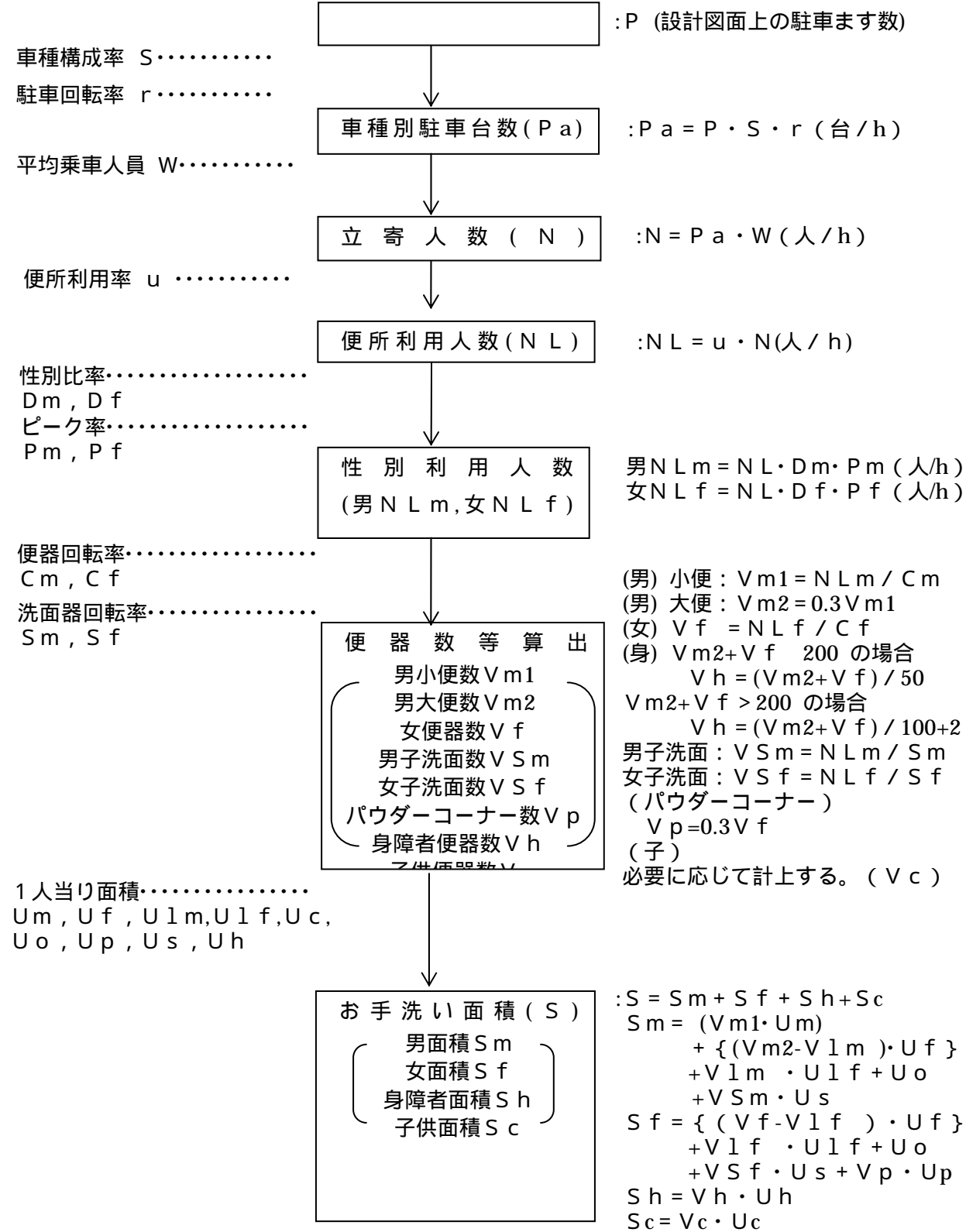
表4-1 お手洗い規模算出

項目	記号	係数				
		サービスエリア		パーキングエリア		
		一般部都市部	観光部(注)1	ハイウェイ有	ハイウェイ無	
駐車マス数	P	(注)2, (注)4				
車種構成率	S	小型	0.89	0.91	0.87	
		バス	0.04		0.03	
		トラック	0.07	0.05	0.1	0.07
駐車回転率	r	(注)3				
車種別駐車台数	Pa	P × S × r				
平均乗車人員	W	小型	1.9人		1.9人	
		バス	27人	24人	23人	23人
		トラック	1.2人			
お手洗い利用率	u	0.84	0.78			
性別比率	Dm	男	0.52	0.62		
	Df	女	0.48	0.38		
ピーク率	Pm	男	2.2	2.0	2.0	
	Pf	女	2.8	2.8	2.6, 2.6	
便器回転率	Cm	男	90人/h			
	Cf	女	40人/h			
洋式便器設置率	Wm	男	0.9			
	Wf	女	0.7 (注)4			
便器数	(男・小)Vm1(男・大)Vm2(女)Vf	Vm2 = 0.3Vm1				
洗面器回転率	Sm	男	350人/h			
	Sf	女	200人/h			
1人当り面積	(男・小)Um (男・大、女)Uf (男女大型ブース)Ulm, Ulf (子供ブース)Uc (オストメイト)Uo (パウダーコーナー)Up (洗面)Us (身障者)Uh	男・小 3.0 m <sup>2</sup> 男・大、女 5.4 m <sup>2</sup> 男女大型ブース 8.8 m <sup>2</sup> 子供ブース 6.1 m <sup>2</sup> オストメイト 9.2 m <sup>2</sup> パウダーコーナー 2.2 m <sup>2</sup> 洗面器 3.0 m <sup>2</sup> 身障者用 10.8 m <sup>2</sup>				

- (注)1. 観光部：観光的特性が高いと思われる場合に適用  
 (注)2. 駐車マス数のうち大型車と小型車の割合は本線交通量に対する大型車の混入率等により変化する。  
 (注)3. 駐車回転率 r (平均駐車時間) は表 4-2 のとおりとする。  
 (注)4. 便座クリーナー等を設置することを前提として 0.9 とすることができる。

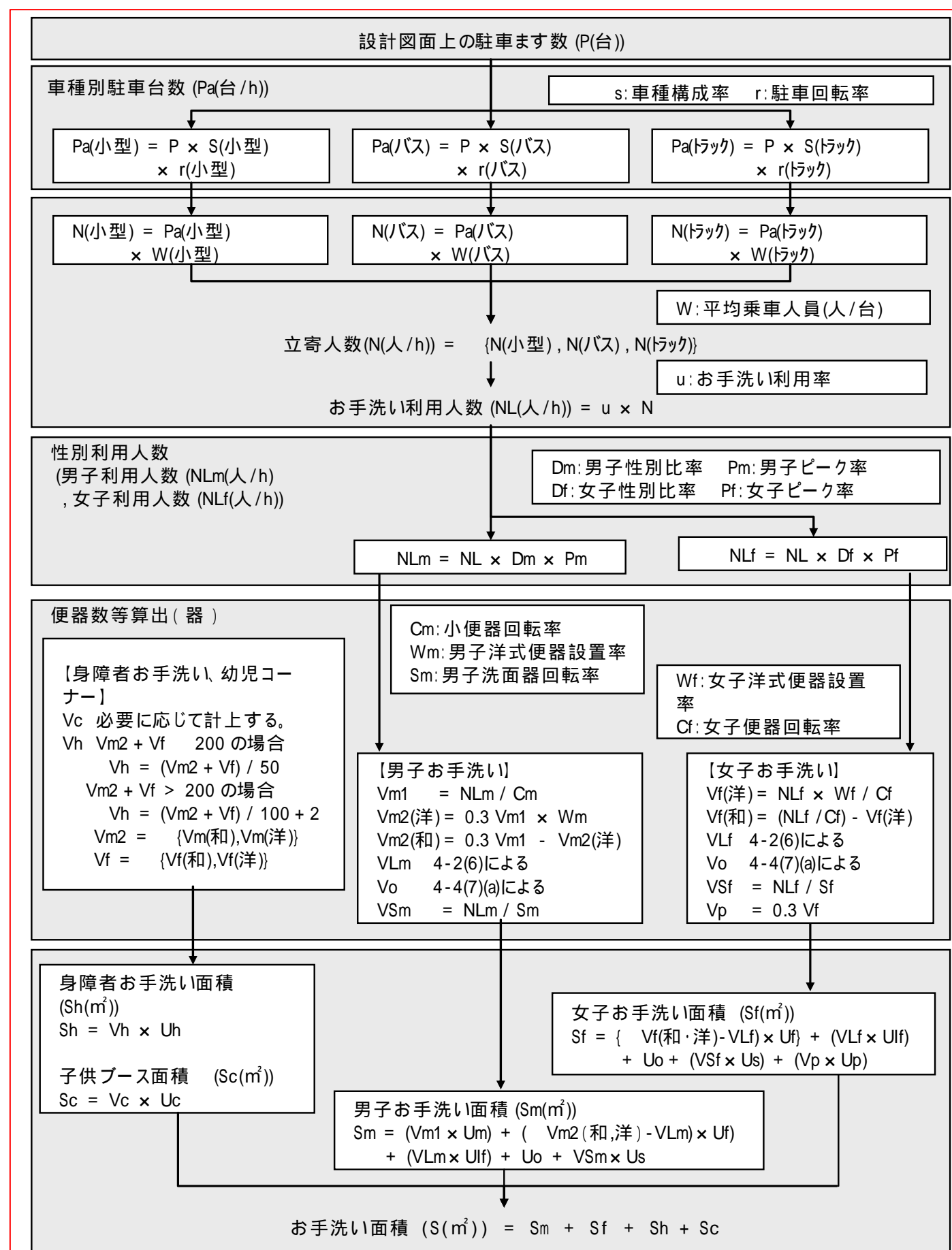
表4-2 SA・PA平均駐車時間

エリアの種類	車種別	回転率
SA	小型車	2.4 回/h(25 分)
	大型バス	3 回/h(20 分)
	大型貨物	2 回/h(30 分)
PA	小型車	4 回/h(15 分)
	大型バス	4 回/h(15 分)
	大型貨物	3 回/h(20 分)



大型ブース数 ( $V_{l1m}$ ,  $V_{l1f}$ ) は男女お手洗いにそれぞれ 2 ブース以上設置する。

注) 便器数・洗面器数算定において、計算結果の端数処理では切り上げとする。



	男子お手洗い		女子お手洗い		その他	
	数 (箇所)	単位面積 ( $m^2$ /箇所)	数 (箇所)	単位面積 ( $m^2$ /箇所)	数 (箇所)	単位面積 ( $m^2$ /箇所)
小便器数	Vm1	Um	-	-	-	-
洋式大便器数	Vm2(洋)	Uf	Vf(洋)	Uf	-	-
和式大便器数	Vm2(和)	Uf	Vf(和)	Uf	-	-
大型ブース数	VLm	Ulf	VLf	Ulf	-	-
オストメイト設備数	Vo	Uo	Vo	Uo	-	-
洗面器数	VSm	Us	VSf	Us	-	-
パウダールーム数	-	-	Vp	Up	-	-
子供ブース便器数	-	-	-	-	Vc	Uh
身障者便器数	-	-	-	-	Vh	Uc

(注) 1. 便器数・洗面器数算定において、計算結果の端数処理では切り上げとする。

(注) 2. 和式大便器は 1 基以上設置するものとする。但し計算の結果男女各々の大便器数が 2 器の場合は、和式 1 器、洋式 1 器とする。

(注) 3. 女子お手洗い内の男子小便器(小児用)については、男子お手洗いの小便器 9 個までは 1 個、19 個までは 2 個、20 個以上は 3 個設ける。尚、小児用小便器はストール型とする。

4 - 3 お手洗い各部詳細計画

お手洗いの構造は、鉄筋コンクリート造平屋建を原則とする。

お手洗いの外観は、併設されるレストラン、ハイウェイショップ棟と調和のとれた形とし、敷地形状及び地域特性も考慮したものとする。

お手洗いの仕上げは、耐久性があり、清潔感のある材料を使用するものとする。

- (1) 構造は原則として、鉄筋コンクリート造平屋建とし、内外部の標準的な仕上げを表 4 - 3、4 - 4 に示す。標準的な仕上げ以外の材料を使用する場合は、経済性、耐久性等を十分に検討し適切な材料選定を行う。なお、構造については、乾式清掃等を前提に鉄筋コンクリート造一部鉄骨造又は鉄骨造とすることもできるものとするが、内外部の仕上げは表 4-3 を標準として使用条件や清掃条件を考慮して決定する。

表4 - 3 外部仕上表

仕 上 箇 所	仕上概要	備考
屋 根	アスファルト防水 A - 2 の上押えコンクリート	目地：伸縮目地
笠 木	コンクリート金ゴテ押え	アルミ笠木の場合は市場品程度とする。
外 壁	磁器質タイル貼又は複層模様吹付け	磁器質タイルは、表、妻側の意匠上配慮が必要な箇所とする。 (注) 外壁にポスター専用掲示板を設置する。
入口ポーチ	磁器質タイル貼	入口壁部案内表示板(男、女) アクリル板厚 6mm
豎 樋	硬質塩ビ管	寒冷地：配管用炭素鋼鋼管-2 液形塗 リウタエ 外塗

削除

- (注) 休憩施設 (お手洗い) の外観、外部仕上げ材、色調等を決定する際は、それに併設される占用主体施工のレストラン、ハイウェイショップと不調和とならない様にする。

表4-4 内部仕上表

区分 室名	床	腰壁	天井	衛生機器	その他	備考
男子 お手洗い	磁器質タイル貼	熱硬化樹脂板	岩綿吸音板又は繊維強化セメント板	床置き小便器又は低リップ型壁掛式小便器： センサー式 大便器 - 陶器： 押釦式バルブ	大便器ブース隔板： 熱硬化樹脂板等	ドア： 熱硬化樹脂板等
女子 お手洗い	"	"	"	大便器：陶器 押釦式バルブ	"	
洗面所 (男女)	"	"	"	手洗い器： 半埋め込み型、独立型等	鏡(盗難防止枠付) 甲板：熱硬化樹脂板等 洗面台下部：アルミ板等	水石けん設置
身障者 用お手洗い	"	"	"	便器：押釦式 手洗い器	手すり及び多目的 棚設置	"
掃除 用具庫	モルタル 金ごて	モルタル 金ごてVE	繊維強化セメント板	掃除用シンク： 陶器製	棚：木製	建具：ステンレス 扉等 シリンダー 錠付
ホー ル	磁器質タイル貼	半磁器タイル貼	岩綿吸音板又は繊維強化セメント板			

(注) 1. 巾木については、ステンレス製等とし、掃除に充分考慮した材料とする。

(注) 2. 腰壁より上部の壁については半磁器タイル又は複層模様吹付けとする。

(寒冷地については半磁器タイルを磁器タイルとする。)

削除

(2) お手洗いの仕上げの使用材料については、耐腐蝕性、耐久性のあるものを選定する必要がある。又内外装材は、汚れの落ちやすい材質を選定する。特に床については清掃の容易な仕上げ材、滑りにくい仕上げ材(滑り抵抗値(C.S.R)が表4-5の値を満足するもの)を選定し、すべり抵抗に大きな差(滑り抵抗値(C.S.R)で0.2以上)がある材料の複合使用は避ける。「突起断面形状」の場合は、突起部の高さが0.5cmを超えてはならない。また段差を設けない構造とする。

表4-5 お手洗いの各ゾーンにおける滑り抵抗値

お手洗いゾーン	滑り抵抗値(設計値)
歩行部(通路部)	0.55 ~ 0.9
溝蓋排水部	0.55 ~ 0.9
男子小便器下部	0.44 ~ 0.9
歩行部(非通路部)	0.44 ~ 0.9

(3) お手洗いの平面は規模(便器数)、敷地形状及び地域特性等を考慮して決定する。

寒冷地域の入口は風除室(ホール)を設け、寒冷地以外の地域(一般地域)の入口は外部より直接男子、女子及び身障者お手洗いに出入できる平面計画とする。

4 - 3 **お手洗い全般の詳細計画**

お手洗いの外観は、併設されるレストラン、ハイウェイショップ棟と調和のとれた意匠とし、敷地形状及び地域特性も考慮したものとする。

お手洗いの仕上げは、耐久性があり、清潔感のある材料を使用するものとする。

(1) 設計計画

- (a) 構造は原則として、鉄筋コンクリート造平屋建とし、乾式清掃等を前提に鉄筋コンクリート造一部鉄骨造又は鉄骨造とすることもできるものとする。
- (b) 標準的な天井高はH=2,600mmとする。
- (c) 倉庫にトイレトーパー収納棚、モップ置場を設け扉は施錠出来るものとする。
- (d) お手洗い及び洗面所は分割使用が可能な配置(以下「分割ブロック」という。)とする。
- (e) 原則として一般地域のお手洗い入口は、外部広場から、男子、女子及び身障者用お手洗いへ各々直接出入する形式とし、詳細は4-4(8)によるものとする。
- (f) 原則として積雪寒冷地域のお手洗い入口は、風雪防止を兼ねてホールを設け、これを經由して、男子、女子及び身障者用お手洗いに出入する形式とし、入口には扉を設ける。なお詳細は4-4(8)によるものとする。

(2) 使用材料

- (a) お手洗いは仕上げの使用材料については、耐腐蝕性、耐久性のあるものを選定する。又内外装材は、汚れの落ちやすい材質を選定する。
- (b) 内外部の標準的な仕上げを表4-3、4-4 に示すものとし、使用条件や清掃条件を考慮して決定する。なお標準的な仕上げ以外の材料を使用する場合は、経済性、耐久性等を十分に検討し適切な材料選定を行う。

表4 - 3 外部仕上表

仕上箇所	仕上概要	備考
屋根	アスファルト防水A - 2 の上押えコンクリート	目地：伸縮目地
笠木	コンクリート金ゴテ押え	アルミ笠木の場合は市場品程度とする。
外壁	磁器質タイル貼又は複層模様吹付け	磁器質タイルは、表、裏側の意匠上配慮が必要な箇所とする。 (注) 外壁にポスター専用掲示板を設置する。
入口ポーチ	磁器質タイル貼	入口壁部案内表示板(男、女) アクリル板厚6mm
縦樋	硬質塩ビ管	寒冷地：配管用炭素鋼管-2 液研練 <sup>®</sup> リカカ <sup>®</sup> 外塗

(注) 休憩施設(お手洗い)の外観、外部仕上げ材、色調等を決定する際は、それに併設される占用主体施工のレストラン、ハイウェイショップと不調和とならない様にする事。

表4 - 4 内部仕上表

区分 室名	床	腰壁	天井	衛生機器	その他	備考
男子お 手洗い	磁器質タ イル貼	熱硬 化樹 脂板	岩綿吸音板又 は繊維強化セ メント板	床置き小便器又は低リップ型壁掛  式小便器： センサー式 大便器：陶器 押釦式バルブ	大便器ブース隔板 ：熱硬化樹脂板等	ドア ：熱硬化樹脂 板等
女子お 手洗い	"	"	"	大便器：陶器 押釦式バルブ	"	
洗面所 (男女)	"	"	"	手洗い器 ：半埋込み型 独立型等	鏡(盗難防止枠付) 甲板：熱硬化樹脂板等 洗面台下部：アルミ板等	水石けん設置
身障者 用お手 洗い	"	"	"	便器：押釦式 手洗い器	手すり 及び多目的棚設置	"
掃除 用具庫	モルタル 金ごて	モル タル 金ご てVE	繊維強化セメ ント板	掃除用シンク ：陶器製	棚：木製	建具：ステン レス扉等 シリンダー 錠付
ホール	磁器質タ イル貼	半磁 器タ イル 貼	岩綿吸音板又 は繊維強化セ メント板			

- (4) お手洗い各部の詳細を次に示す。
- (a) 大便器の和洋比率は、原則として表4-1により決定するものとするが、和式大便器は1基以上設置するものとする。(計算した結果、端数が生じる場合は四捨五入して決定するものとする。洋式便器の設置位置は原則として入口側とし、ブース内には手すりを取り付けるものとする。
- (b) ブース隔板は耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し、一般ブース寸法は原則として1,400×1,350、大型ブース寸法は1,400×2,200とする。
- (c) 大型ブースは介助者を必要としない車椅子使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、老人、妊婦、小児連れ等を対象とした便房である。大型ブースは男女各お手洗いにそれぞれ2ブース(分割清掃を考慮しない小規模お手洗いの場合は1ブース)以上設置する。出入り口は引き戸(有効幅900mm以上)とし、ブース内に手洗い器(温水設備付)折りたたみ式ベビーベッド及び鏡を設置する。
- (d) 女子お手洗い隔板の高さは、原則として天井下150まで施工することを考慮し、高さ2,450を標準とする。
- (e) ブース扉は、耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し開閉は全て内開きとする。詳細は建築工事標準図集による。
- (f) ブース扉には、打掛錠、ラバトリーヒンジ、及び戸当りゴムを取付けるものとし、詳細は建築工事標準図集による。
- (g) ペーパーホルダーは多連式とする。
- (h) 洗面所は分割使用を考慮した配置とし、各ブロック1箇所以上については車椅子での使用が可能なように、洗面台下に車椅子及び膝等が納まるクリアランスを確保すること。手洗い器は半埋込み型や独立型などとし、小児用手洗い器を併設する。一般用・身障者用手洗い器高さは800mm以下とし、小児用手洗い器高さは550mm程度とする。
- 立水栓はセンサー方式を使用する。水石けん供給栓等を設置する。鏡については、盗難防止枠付きとする。洗面台の近辺にエアータオルを設ける。エアータオルは低騒音タイプを採用する。
- 荷物置き棚を設け、棚の高さは使いやすいものとし、棚面は手提げバッグなど置けるスペースがあることが望ましく、小物も置けるものが良い。手洗い器のうち、半数程度温水設備を設けることとし、その表示を行うことが望ましい。
- また、利用の多い大規模女子お手洗いにおいては化粧カウンター(パウダーコーナー)を設置する。
- なお、停電時に対応可能なように、手動水栓を1箇所以上設置する。
- (i) 男子小便器はトラップ床置式小便器又は低リップ型壁掛け式小便器とし、洗浄方式はセンサー方式とする。受け口高さ35cm以下の小便器及び手すり付小便器については分割ブロック毎に1ヶ所以上設置する。
- 寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、露出配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行うものとする。
- 女子お手洗い内の男子小便器(小児用)については、男子お手洗いの小便器9個までは1個、19個までは2個、20個以上は3個設ける。尚、小児用小便器はストール型とする。また、設置位置は入口側を原則とする。
- (j) 大便器の洗浄方式は押釦式とする。
- 寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、フラッシュバルブボックス内配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行う。
- (k) 大便器の排水はUバート型式とし、底部分は汚水の流れが容易な材料とする。

削除

- なお、Uパートの上流部に掃除用マンホールを設け、掃除用バルブを設ける。
- (l) 女子大便器には擬音装置を設ける。暖房・洗浄機能付き便座の場合は擬音装置機能を有する便座を採用する。
- (m) 床の排水勾配は良好な勾配を、動線を考慮した位置に排水溝を計画する。中央を高く取り、両側に溝を設ける。  
溝蓋は防錆性（耐食性）に優れた材質とする。
- (n) 寒冷地で設置する出入口に防寒用扉は、冬期以外は常時開放できるものとし、材質はステンレス製、網入磨板ガラスとする。
- (o) 内外壁には2段手すりを設置する。手すりの仕様については、円管形とし、高さについてはH = 600 ~ 650mm及びH = 750 ~ 850mmとする。
- (p) 標準的な天井高はH = 2,600mmとする。
- (q) お手洗い内にベビーベッドを設ける。  
また、利用の多い大規模お手洗いで、お手洗ブース内にベビーベッドの設置を考慮し、ブース扉にピクトサインにより表示を行うものとする。
- (r) 掃除用具庫にトイレットペーパー収納棚、モップ置場を設け扉は施錠出来るものとする。
- (s) 灯具はH f 蛍光灯、LEDなどを使用し、第4編 建物内電気通信施設に記載の必要照度を確保する。
- (t) 掃除用電源コンセントを男女お手洗い、洗面所、掃除用具庫内に設置する。又、給水栓は、男女各お手洗い、洗面所内、お手洗い(外部)に設置する。
- (u) 自然換気を充分考慮した上で強制換気を行う。ただし、換気扇取付け位置は点検、清掃を考慮した位置とする。なお、夜間等利用頻度を考慮し運転制御方式を検討する。
- (v) 男女各お手洗いにオストメイト対応器具をそれぞれ1基以上設置する。男女各お手洗い内に設置できない場合は身障者お手洗いに設置する。
- (w) 男女各お手洗い入口から大型ブースまでの通路幅は120cm以上とする。
- (x) お手洗い入口にドアを設ける場合には、自動ドアもしくは車椅子使用者が容易に開閉できる構造とし、前後に段差を設けない。
- (y) お手洗いのピクトグラム・案内は、「休憩施設お手洗い サイン・ピクトグラム仕様マニュアル」によるものとする。
- (z) 洋式便器の便座は温水洗浄便座とする

削除

4-4 一般用お手洗い各部の詳細計画

一般用お手洗い各部の詳細は、出来るだけ多くのお客様にとって利便性の高いものとなるよう、また維持管理に適したものとなるよう考慮し計画する。

(1) 案内表示

- (a) 出入口付近に男女別表示をわかりやすく表示する。
- (b) 男女別及び構造を、視覚障がい者がわかりやすい位置に、触知案内図等で表示する。
- (c) 触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921の規格にあわせたものとする。
- (d) 触知案内図等は、床から中心までの高さを1,400mmから1,500mmとする。
- (e) 其他のお手洗いのピクトグラム・案内は、「休憩施設お手洗い サイン・ピクトグラム使用マニュアル」によるものとする。

(2) 男子小便器

- (a) お手洗い内に、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き式又はリップ高さ350mm以下の低リップの壁掛式小便器を1以上設置する。
- (b) 上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。
- (c) 其他の男子小便器は床置き式又はリップ高さ350mm以下の低リップの壁掛式小便器とする。
- (d) 小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。
- (e) 小便器の脇には杖などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。
- (f) 寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、露出配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行うものとする。

(3) 一般ブース

- (a) ブース隔板は耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し、一般ブース寸法は1,400mm×1,350mmを原則とする。
- (b) 女子お手洗い隔板の高さは、原則として天井下150mmまで施工することを考慮し、高さ2,450mmを標準とする。
- (c) ブース扉は、耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し開閉は全て内開きとする。
- (d) ブース扉には、打掛錠、ラバトリーヒンジ、及び戸当りゴムを取付けるものとする。
- (e) 洋式便器周辺には垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障がい者等の利用を考慮したものとする。なお便器の仕様については施仕第08502号によるものとする。
- (f) 和式便器の前方の壁に垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障がい者等の利用を考慮したものとする。
- (g) ブース内には、杖などを立てかけるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。
- (h) 弱視者、色覚障がい者等を考慮し、扉には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。
- (i) 洋式便器の便座は温水洗浄便座とする。
- (j) 女子大便器には擬音装置を設ける。

- (k) ペーパーホルダーは多連式とする。
- (l) 大便器の洗浄方式は押釦式で原則として掃除口無しのものとする。なお寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、フラッシュバルブボックス内配管部分にヒータリング等による凍結防止対策を行う。
- (m) 大便器の排水はUバート型式とし、底部分は汚水の流れが容易な材料とする。なお、Uバートの上流部に掃除用マンホールを設け、掃除用バルブを設ける。

**(4) 洗面器**

- (a) 洗面器は手すりを設けたものを1以上設置する。
- (b) 洗面器は半埋込み型や独立型などとする。
- (c) 洗面器は上面の高さ550mm程度のものを設ける。また車椅子利用者等の利用に考慮し、身障者用洗面器若しくは手すり付洗面器で上面の高さが800mm以下のものを設け、洗面台下に車椅子及び膝等が納まるクリアランス（床600mm以上の高さ）を確保する。なおこれらの、設置位置はお手洗い入口付近が望ましい。一般用洗面器高さも800mm以下とする。
- (d) 立水栓はセンサー方式を使用する。なお手動水栓を1箇所以上設置するものとし、これは車椅子、小児用洗面器以外の洗面器とする。
- (e) 水石けん供給栓等を設置する。
- (f) 洗面器のうち、半数程度温水設備を設けることとし、その表示を行うことが望ましい。
- (g) 鏡は、盗難防止枠付きとする。
- (h) 洗面器の近辺には、低騒音タイプのエアータオルを設ける。
- (i) 荷物置き棚を設け、棚の高さは使いやすいものとし、棚面は手提げバッグなど置けるスペースがあることが望ましく、小物も置けるものが良い。

**(5) 乳幼児用設備**

- (a) 乳幼児連れの人の利用を考慮し、お手洗い内にベビーチェアを設置する。当該ブースの扉には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。
- (b) 乳幼児連れの人の利用を考慮し、お手洗い内にベビーベッドを設置する。当該ブースの扉には、ベビーベッドが設置されている旨の表示を行う。また、利用の多い大規模お手洗いでは、お手洗いブース内にベビーベッドの設置を考慮する。

(6) 床仕上げ

(a) 床仕上げは、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。また清掃の容易な仕上げとする。

(b) 床仕上げ材の滑り抵抗値(C.S.R)は、表4-5の値を満足するものを選定し、滑り抵抗値に大きな差(C.S.Rで0.2以上)がある材料の複合使用は避ける。「突起断面形状」については、突起部の高さが5mmを超えてはならない。

表 4-5 お手洗いの各ゾーンにおける滑り抵抗値

お手洗いゾーン	滑り抵抗値(設計値)
歩行部(通路部)	0.55~0.9
溝蓋排水部	0.55~0.9
男子小便器下部	0.44~0.9
歩行部(非通路部)	0.44~0.9

(c) 排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障がい者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。また溝幅は、細目のものを採用する。

(d) 床面は、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。

(e) 排水は良好な勾配を取り(床の仕上げを乾式清掃とした場合を除く)、動線を考慮した位置に排水溝を計画する。ものとし、中央を高く取り、両側に溝を設ける。溝蓋は防錆性(耐食性)に優れた材質とする。

(7) オストメイト対応器具

(a) 男女各お手洗いにオストメイト対応器具をそれぞれ2基以上(分割ブロックに各1基以上)設置する。男女各お手洗い内に設置できない場合は身障者用お手洗いに設置する。設置位置の優先順位は 洋式ブース内、大型ブース内、身障者用お手洗いとする。

(b) オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置する。

(c) 上記の水洗装置としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置する。

(d) 汚物流しを設置する場合、オストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。

(e) 水洗装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置することが望ましい。

(8) 出入口

(a) 身障者用駐車場から最も近い位置の出入口については有効幅1,200mm以上とする。

(9) ドア

(a) 積雪寒冷地域のお手洗いにおける出入口ドア(以下「防寒用ドア」)は、自動ドアを標準とする。

(b) 防寒用ドアは、冬期以外は常時開放できるものとし、材質はステンレス製、網入磨板ガラスとする。

(c) お手洗い出入口にドアを設ける場合には、自動ドアもしくは車椅子使用者が容易に開閉できる構造とし、前後に段差を設けない。

(10) 通路

- (a) 内外壁には2段手すりを設置する。手すりの仕様については、円管形とし、高さについてはH = 600 ~ 650mm及びH = 750 ~ 850mmとする。詳細についてはスロープに準ずる。
- (b) 男女各お手洗い入口から大型ブースまでの通路幅は1,200mm以上とする。なおこの通路には、車いすの転回スペースを確保することが望ましい。

(11) 電灯・コンセント設備

- (a) 灯具はHf蛍光灯、LEDなどを使用し、第4編 建物内電気通信施設に記載の必要照度を確保する。
- (b) 掃除用電源コンセントを男女お手洗い、洗面所、倉庫内に設置する。又、給水栓は、男女各お手洗い、洗面所内、お手洗い(外部)に設置する。

(12) 動力設備

- (a) 自然換気を充分考慮した上で強制換気を行う。ただし、換気扇取付け位置は点検、清掃を考慮した位置とする。なお、夜間等利用頻度を考慮し運転制御方式を検討する。

(13) 大型ブース

- (a) 大型ブースは介助者を必要としない車椅子使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、老人、妊婦、小児連れ等を対象としたブースである。
- (b) 大型ブースの数は4-2(6)によるものとする。出入り口は引き戸とし、ブース内に手洗い器(温水設備付)、折りたたみ式ベビーベッド及び鏡を設置する。
- (c) 標準型の手動車いすで利用可能なスペースを確保する(1,400mm×2,200mmのスペースと有効幅員900mmの出入口を原則とする)
- (d) ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障がい者が操作しやすい形状とする。
- (e) 大型ブースには、洋式便器を設置する。便器の形状は、車いすのフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。
- (f) 便座には便蓋を設けず、背後にもたれを設ける。
- (g) 便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、汚物入れを設置する。便器洗浄ボタンは、手がざしセンサー式の設置を避け、操作しやすい押しボタン式とする。
- (h) 荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。
- (i) 洋式便器の便座は温水洗浄便座とする。
- (j) 女子大便器には擬音装置を設ける。

- (5) 身障者用お手洗いの仕様を次に示す。
- (a) 身障者用お手洗いは原則としてお手洗い内に配置するものとし、外部からの専用出入口を設ける。
- (b) 規模は内法2,200×2,700を標準とし、手洗器、便器、手すり、鏡及び多目的棚(簡易ベッド)等を設ける。
- (c) 身障者用お手洗いは、車イス使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、視覚障害者、老人、妊婦、小児連れ、病人等を対象としている。
- (d) 屋内通路はもちろん、駐車場からの身障者お手洗いの間の通路は平坦でかつ、滑らない仕上げとしなければならない。
- (e) 身障者用お手洗い各部の詳細を次に示す。
- (イ) 標準図は建築工事標準図集による。
- (ロ) 便座は暖房便座とする。
- (ハ) 扉は、W1,090×H1,900の吊戸式アルミ製片引戸とし、内部には施錠装置を取り付け、外部からは合錠等で開く構造とする。
- (ニ) 扉内側にはカーテンを取り付ける。なお、中央重ね部分は200mm以上とする。
- (ホ) 手摺は、可動式とし、壁面側は固定式とする。
- (ヘ) フラッシュバルブは、押ボタン式(タッチスイッチ)とする(寒冷地はレバー式操作弁)。  
なお、逆方向に座って操作できるよう押ボタン位置を考慮する。
- (ト) 手洗器は一般市販品とし、車いすでの使用を考慮する。蛇口水栓は自動水栓とする。  
また、便座に腰掛けたまま使用できる手洗器を便器脇に設置する。これらの機器には温水設備を設ける。
- (チ) 鏡は480×600程度とする。また、姿見は500×1,000程度とする。
- (リ) 多目的棚(簡易ベッド)は車いすから移動しやすい高さとし、450～500mmを標準とする。
- (ヌ) 出入口部分には、段差を設けてはならない。  
なお、グレーチングの場合は、網目は横目とする。
- (ル) お手洗い内には非常用警報設備を設け、レストランのレジ、インフォメーション及びガスステーション、又はハイウェイショップ等に連絡出来るよう措置する。また復帰方法をわかりやすい場所に表示する。
- (ヲ) 非常用ボタンは床上300～400mm程度及び750mm以上1,000mm以下の位置に2箇所、施錠装置は750mm以上1,000mm以下の位置にセットし、簡易に作動するものであること。また身障者用お手洗い前面外壁部等の視認し易い箇所に非常用ボタンと連動した回転灯(又はランプ付きブザー等)及び非常通報の銘板を設置する。
- (リ) 身障者用お手洗いを示すピクトサインはお手洗い建物の出入口及び必要に応じ身障者用出入口の壁に各々1枚取付けるものとする。
- (カ) 身障者用お手洗いは密室としない。
- (ヨ) 照明点灯方式は常時点灯方式とする。
- (タ) 点字案内は洗浄ボタン直近及び非常用呼出しボタン直近に設置する。

削除

4-5 身障者用お手洗い各部の詳細計画

身障者用お手洗いは、車イス使用者、肢体不自由者（松葉杖や義足の使用者）など、身障者のお客様の利便性を第一と考えるだけでなく、老人、妊婦、乳幼児を含む小児連れ、病人等の利便性に配慮する。

(1) 配置

- (a) 身障者用お手洗い内には手洗器、便器、手すり、鏡及び多目的棚（簡易ベッド）等を設ける。
- (b) 屋内通路はもちろん、駐車場からの身障者用お手洗いの間の通路は平坦でかつ、滑らない仕上げとしなければならない。
- (c) 身障者用お手洗いは密室とならないよう考慮して、壁の上部に一部開口部を設ける。

(2) 案内表示

- (a) ピクトグラムは「休憩施設お手洗い サイン・ピクトグラム使用マニュアル」によるものとするが、お手洗い建物の出入口及び必要に応じ身障者用お手洗いの出入口の壁に各々1枚取付けるものとする。

(3) 出入口

- (a) 身障者用お手洗いに入るための通路、出入口は、段差その他の障害物がないようにする。

(4) ドア

- (a) 軽い力で操作できる手動式の吊戸式アルミ製引き戸とする。自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。
- (b) 握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。
- (c) ドアの有効幅員は900mm以上とする。
- (d) ドア内側にはカーテンを取り付ける。なお、中央重ね部分は200mm以上とする。

(5) 鍵

- (a) 指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとする。
- (b) 外部からは合鍵等で開く構造とする。
- (c) 施錠装置は高さ750mm以上1,000mm以下程度の位置にセットする。

(6) 大きさ

- (a) 新設の場合等、スペースが十分取れる場合には、電動車いすで方向転換が可能なスペースを確保するものとし、内法寸法は有効で2,200mm×2,700mmを標準とする。

(7) 便器

- (a) 便器は洋式とする。便器の形状は、車いすのフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。
- (b) 便座には便蓋を設けず、背後にもたれを設ける。
- (d) 便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具がないよう考慮した設計とする。
- (e) 便座は暖房便座機能のついた温水洗浄便座とする。

(8) オストメイト対応器具

- (a) オストメイト対応器具を設置する場合の水洗装置は、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置する。
- (b) 汚物流しを設置する場合、オストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。
- (c) 水洗装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置する。

(9) 手すり

- (a) 手すりを設ける。取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい素材で握りやすいものとする。
- (b) 壁と手すりの間隔は握った手が入るように50mm以上の間隔とする。
- (c) 手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車いすを便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように便器先端と同程度とする。手すりの高さは650～700mmとし、左右の間隔は700～750mmとする。

(10) 付属器具

- (a) 便器洗浄ボタンは便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。押しボタンはタッチスイッチ式操作弁とし、逆方向に座って使用する場合でも操作できるようボタン位置を考慮する。
- (b) 小型手洗い器を、便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置し、水栓はセンサー式とし、温水設備を設ける。
- (c) 紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。また便座の逆向き利用を考慮した紙巻器も併せて設置する。
- (d) 荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。
- (e) 点字案内は洗浄ボタン直近及び非常用呼出しボタン直近に設置する。

(11) 洗面器・手洗器

- (a) 洗面器及び手洗い器は一般市販品とする。
- (b) 車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。
- (c) 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上600mm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを800mm以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- (d) 蛇口水栓は、上肢不自由者のためにもセンサー式とする。
- (e) おむつ交換やオストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。温水設備の設置にあたっては、車いすでの接近に障害とならないよう考慮する。
- (f) 小型手洗い器を、便座に腰掛けたまま使用できる位置に設置する。この水栓はセンサー式とし、温水設備を設ける。

(12) 鏡

- (a) 鏡は車いすでも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な高さを持った平面鏡とする。  
 (b) 鏡の大きさはW=480mm × H=600mm程度とする。また、姿見鏡を設置するものとし、W=500mm × H=1,000mm程度とする。

(13) 汚物入れ

- (a) 汚物入れは、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。

(14) 多目的棚 (簡易ベッド)

- (a) 重度障がい者のおむつ替え用等に、折りたたみ式の多目的棚 (簡易ベッド) を設置する。その場合、畳み忘れであっても、車いすでの出入りが可能となるよう、車いすに乗ったままでも畳める構造、位置とする。

(15) 床仕上げ

- (a) 床仕上げは4-3 (2) 及び4-4 (6) に準じたものとする。

(16) 非常警報装置

- (a) 身障者用お手洗い内には非常警報装置を設け、レストランのレジ、インフォメーション及びガスステーション、又はハイウェイショップ等に連絡出来るよう措置する。また復帰方法をわかりやすい場所に表示する。また身障者用お手洗い前面外壁部等の視認し易い箇所に非常用ボタンと連動した回転灯 (又はランプ付きブザー等) 及び非常通報の銘板を設置する。  
(b) 非常用ボタンは、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように設置する。  
 (c) 非常用ボタンは床上300 ~ 400mm程度及び750mm以上1,000mm以下程度の位置に2箇所設ける。

(17) 電灯・コンセント設備

- (a) 電灯・コンセント設備は4-4 (11) に準じたものとする。  
 (b) 照明点灯方式は常時点灯方式とする。

3 以下は、西日本高速道路株式会社に適用する。

4. お手洗い<sup>3</sup>

4-1 お手洗いの計画

お手洗いは、男子お手洗い、女子お手洗い、男子洗面所、女子洗面所、身障者用お手洗い、倉庫によって構成され、室内は明るく、におわない、清潔感及び安心感のある計画とする。

- (1) お手洗いには男子お手洗い、女子お手洗い、男子洗面所、女子洗面所、身障者用お手洗い、倉庫を設ける。
- (2) 構造は原則として鉄筋コンクリート造平家建とする。
- (3) 一般地域のお手洗い入口は、外部広場から、男子、女子及び身障者用お手洗いへ各々直接出入する形式とする。また身障者用駐車場から最も近い位置の出入り口については有効幅 120cm 以上とし、車椅子の通行に支障となる段差は設けない。
- (4) 積雪寒冷地域のお手洗いは入口に風雪防止を兼ねてホールを設け、これを經由して、男子、女子及び身障者用お手洗いに出入する形式とし、入口には扉を設ける。又身障者用駐車場から最も近い位置の出入り口については有効幅 120cm 以上とし、車椅子の通行に支障となる段差は設けないこととし、当該扉については自動ドアを標準とする。
- (5) 身障者用駐車場と身障者用お手洗いとの間の通路には、障害物等があってはならない。
- (6) お手洗いには特に清潔感が要求されるため、設計にあたっては換気・採光を十分にとる他、清潔感のある材料の選定や、ある程度の余裕のある室内空間を確保すると共に、清掃や維持管理を容易に行える構造とする。
- (7) お手洗いは分割使用が可能な配置とする。

削除

3 以下は、西日本高速道路株式会社に適用する。

4 . お手洗い<sup>3</sup>

4 - 1 お手洗いの計画

**お手洗いは、適正な規模を確保し、室内は明るく、におわない、清潔感及び安心感のある計画とする。**

- (1) お手洗いには男子お手洗い、女子お手洗い、男子洗面所、女子洗面所、身障者用お手洗い、倉庫を設ける。
- (2) 構造は地域特性、経済性や環境負荷への影響を鑑み、十分に耐久性をもつものでなければならない。
- (3) お手洗いの規模は 4-2 により算出するものとし、その平面計画は、算出された規模、敷地形状及び地域特性等を考慮して決定する。

4 - 2 お手洗いの規模

- (1) お手洗いの規模は駐車場の規模に対応したものとす。  
 (2) お手洗いの規模は男女の便器数によって決定する。

- (1) お手洗いの規模は、原則として個々の駐車ます数に対応して、これらの諸要素により算出することとし、そのエリアの特性別 (一般部・都市部サービスエリア、観光部サービスエリア、ハイウェイショップ有パーキングエリア、ハイウェイショップ無パーキングエリア) に便器数を決定する。最少便器数については男子小 : 男子大 : 女子 = 3 : 2 : 5 とする。
- (2) 身障者お手洗いについては、男子及び女子の大便器数の合計 (総大便器数) をもとに以下のとおりとする。  
 総大便器数 200 の場合 : (総大便器数) × 1/50 以上  
 総大便器数 > 200 の場合 : (総大便器数) × 1/100 + 2 以上
- (3) 規模算出のフローチャート及び諸要素(係数)は図 4 - 1、表 4 - 1 のとおりである。  
 子供ブース、パウダーコーナーなどの室を設ける場合は必要に応じて建物面積に付加する。
- (4) 既設お手洗いの改築を行う場合、(2) により難いエリアについては別途検討する。
- (5) パーキングエリアに準ずるようなチェーンベース等にお手洗いの計画をする場合、別途検討する。

削除

4 - 2 お手洗いの配置と規模

- (1) お手洗いの規模は駐車場の規模に対応したものとす。  
 (2) お手洗いの規模は男女の便器数によって決定する。

- (1) お手洗いの規模は、原則として個々の駐車ます数に対応して、これらの諸要素により算出することとし、そのエリアの特性別（一般部・都市部サービスエリア、観光部サービスエリア、ハイウェイショップ有パーキングエリア、ハイウェイショップ無パーキングエリア）に便器数を決定する。なお最少便器数については男子小：男子大：女子=3：2：5とし、また最少洗面器数は2とする。
- (2) 規模算出のフローチャート及び諸要素（係数）は図 4-1、表 4-2 のとおりである。子供ブース、パウダコーナーなどの室を設ける場合は必要に応じて建物面積に付加する。
- (3) 規模算出は上記係数によることを原則とするが、既設お手洗いの改修など運用状況が把握可能である場合は、利用実態調査の結果を加味し規模算出を行うものとする。
- (4) パーキングエリアに準ずるようなチェーンベース等にお手洗いの計画をする場合、表 4-1 の規模によらないで別途検討する。
- (5) 身障者用お手洗いを、高齢者、障がい者等が利用しやすい場所に男女共用のものを1以上設置する。なおその数量は、男子及び女子の大便器数の合計（総大便器数）をもとに以下にて算出する。
- 総大便器数 200 の場合：（総大便器数）×1/50 以上  
 総大便器数 > 200 の場合：（総大便器数）×1/100 +2 以上
- ただし、既設お手洗いの改築を行う場合で、上記により難しいエリアについては別途検討する。
- (6) 男子お手洗い、女子お手洗いのそれぞれに1以上（分割ブロックとした場合は、そのブロック毎に1以上）の大型ブースを設置する。

表4-1 お手洗い規模算出(注)1

項目	記号	係数			
		サービスエリア		パーキングエリア	
		一般都市部	観光部(注)2	ハイウェイゾンプ有	ハイウェイゾンプ無
駐車マス数	P	(注)3,(注)5			
車種構成率	S	小型	0.95	0.94	
		バス	0.03	0.02	
		トラック	0.02	0.04	
駐車回転率	r	(注)4			
車種別駐車台数	Pa	P x S x r			
平均乗車人員	W	小型	2.3人	2.1人	
		バス	2.4人	2.7人	2.1人
		トラック	1.3人		
お手洗い利用率	u	0.71	0.74		
性別比率	Dm	男	0.52	0.57	
	Df	女	0.48	0.43	
ピーク率	Pm	男	2.2	2.0	1.1
	Pf	女	2.8	2.3	1.1
便器回転率	Cm	男	90人/h		
	Cf	女	40人/h		
洋式便器設置率	Wm	男	0.6		
	Wf	女	0.3		
便器数	(男・小)Vm1(男・大)Vm2(女)Vf	Vm2 = 0.3Vm1			
洗面器回転率	Sm	男	240人/h		
	Sf	女	120人/h		
1人当り面積	(男・小)Um 男・大、女)Uf (男女大型ブース)Ulm, Ulf (子供ブース)Uc (オストメイト)Uo (パウダーコーナー)Up (洗面)Us (身障者)Uh	男・小 3.0 m <sup>2</sup> 男・大、女 5.4 m <sup>2</sup> 男女大型ブース 8.8 m <sup>2</sup> 子供ブース 6.1 m <sup>2</sup> オストメイト 9.2 m <sup>2</sup> パウダーコーナー 2.2 m <sup>2</sup> 洗面器 3.0 m <sup>2</sup> 身障者用 10.8 m <sup>2</sup>			

- (注)1. 規模算出にあたっては上記係数によるものとするが利用実態を加味し、算定を行なうものとする。  
 (注)2. 観光部：本社担当課との協議により、観光的特性が高いと思われる場合に適用  
 (注)3. 駐車マス数のうち大型車と小型車の割合は本線交通量に対する大型車の混入率等により変化する。  
 (注)4. 駐車回転率 r (平均駐車時間) は表 4-3 のとおりとする。

表4-2 SA・PA平均駐車時間

エリアの種類	車種別	回転率
SA	小型車	2.4 回/h(25 分)
	大型バス	3 回/h(20 分)
	大型貨物	2 回/h(30 分)
PA	小型車	4 回/h(15 分)
	大型バス	4 回/h(15 分)
	大型貨物	3 回/h(20 分)

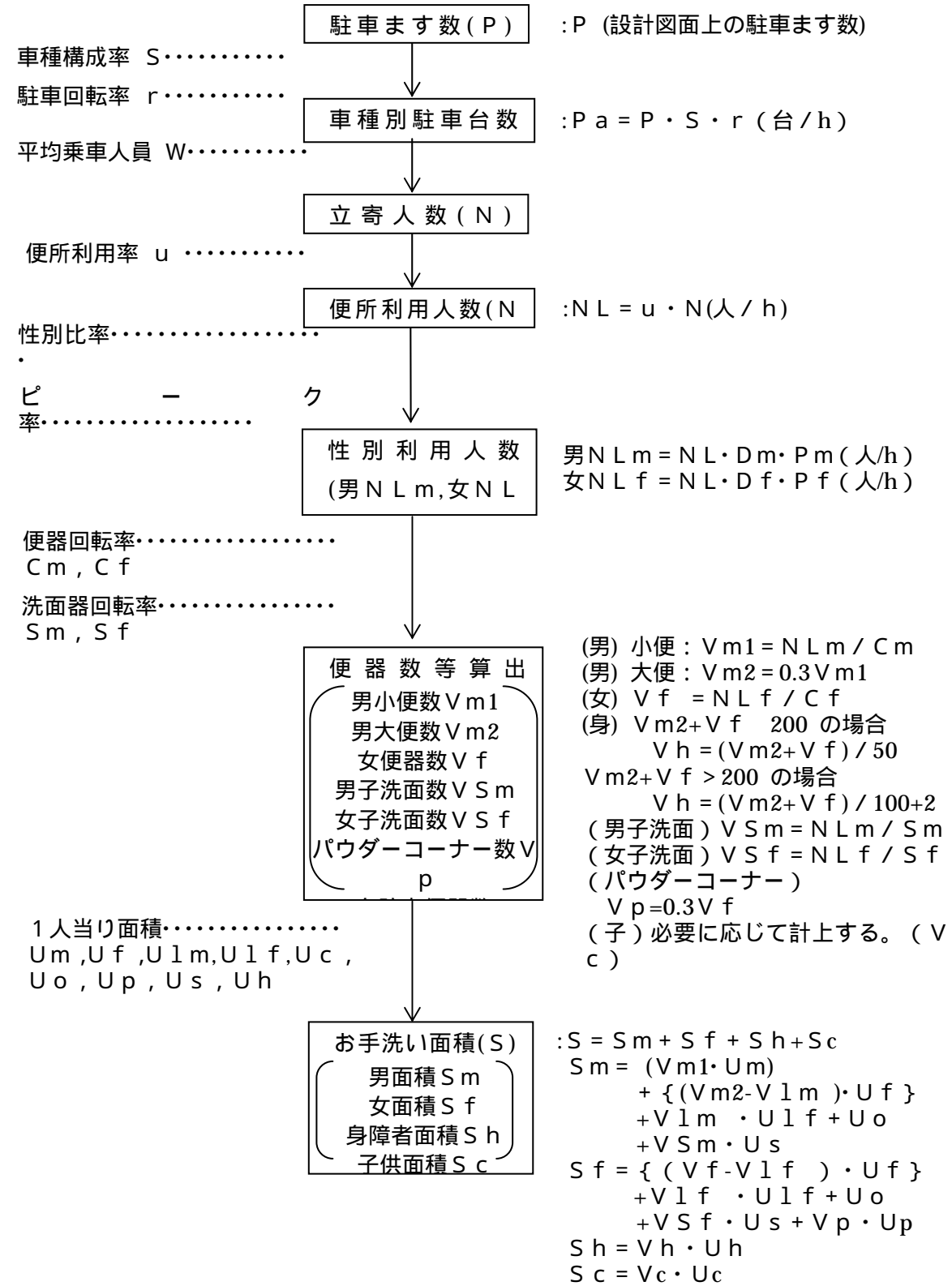
表4-1 お手洗い規模算出

項目	記号	係数				
		サービスエリア		パーキングエリア		
		一般都市部	観光部(注)1	ハイウェイゾンプ有	ハイウェイゾンプ無	
駐車マス数	P	(注)2				
車種構成率	S	小型	0.95	0.94		
		バス	0.03	0.02		
		トラック	0.02	0.04		
駐車回転率	r	(注)3				
車種別駐車台数	Pa	P x S x r				
平均乗車人員	W	小型	2.3人	2.1人		
		バス	2.4人	2.7人	2.1人	2.1人
		トラック	1.3人			
お手洗い利用率	u	0.71	0.74			
性別比率	Dm	男	0.52	0.57		
	Df	女	0.48	0.43		
ピーク率	Pm	男	2.2	2.0	1.1	
	Pf	女	2.8	2.3	1.1	
便器回転率	Cm	男	90人/h			
	Cf	女	40人/h			
洋式便器設置率	Wm	男	0.8			
	Wf	女	0.8			
便器数	(男・小)Vm1(男・大)Vm2(女)Vf	Vm2 = 0.3Vm1				
洗面器回転率	Sm	男	240人/h			
	Sf	女	120人/h			
1人当り面積	(男・小)Um 男・大、女)Uf (男女大型ブース)Ulm, Ulf (男女大型ブース)Ulm, Ulf (子供ブース)Uc (オストメイト)Uo (パウダーコーナー)Up (洗面)Us (身障者)Uh	男・小 3.0 m <sup>2</sup> 男・大、女 5.4 m <sup>2</sup> 男女大型ブース 8.8 m <sup>2</sup> 男女大型ブース 8.8 m <sup>2</sup> 子供ブース 6.1 m <sup>2</sup> オストメイト 9.2 m <sup>2</sup> パウダーコーナー 2.2 m <sup>2</sup> 洗面器 3.0 m <sup>2</sup> 身障者用 10.8 m <sup>2</sup>				

- (注)1. 観光部：観光的特性が高いと思われる場合に適用  
 (注)2. 駐車マス数のうち大型車と小型車の割合は本線交通量に対する大型車の混入率等により変化する。  
 (注)3. 駐車回転率 r (平均駐車時間) は表 4-2 のとおりとする。

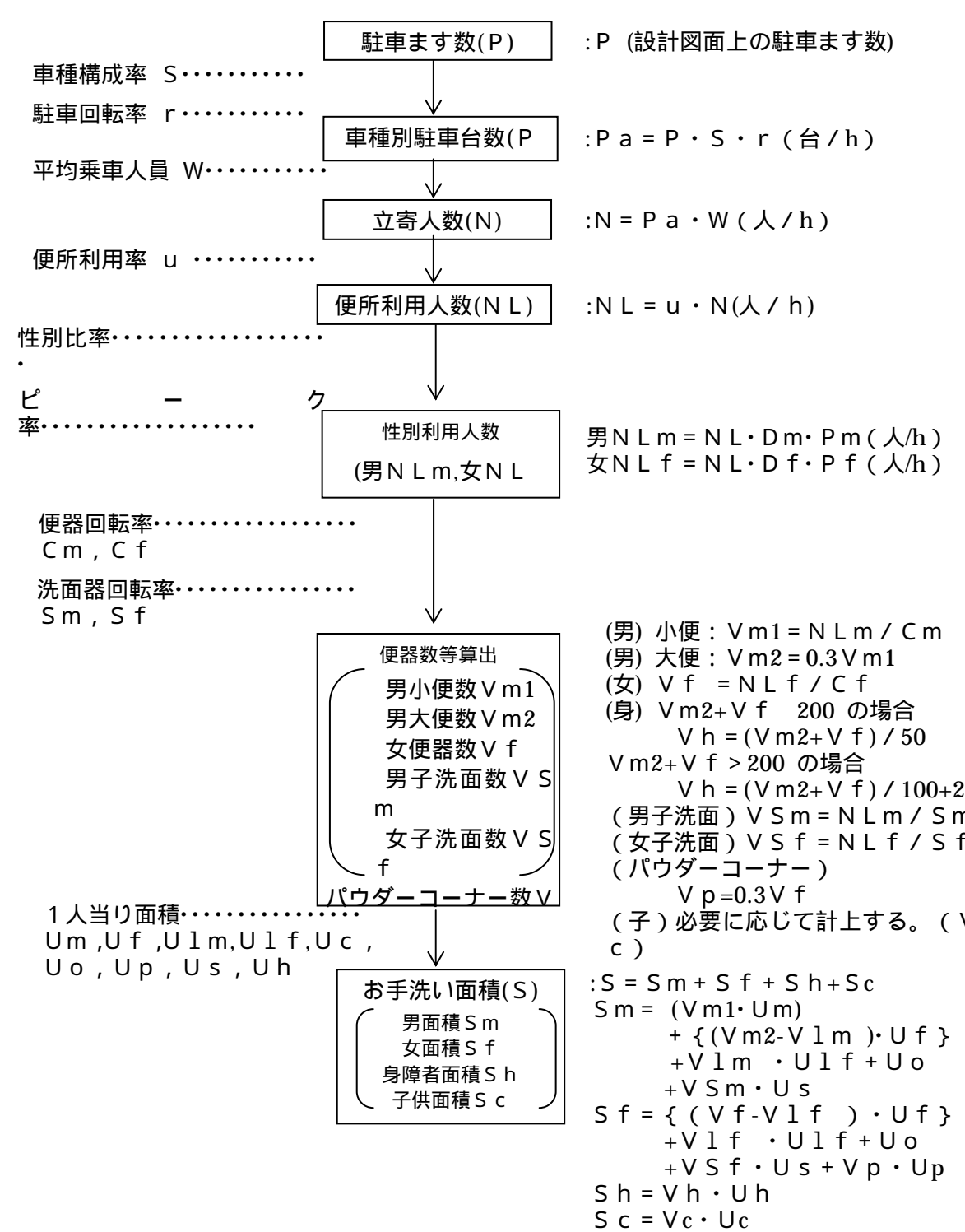
表4-2 SA・PA平均駐車時間

エリアの種類	車種別	回転率
SA	小型車	2.4 回/h (25 分)
	大型バス	3 回/h (20 分)
	大型貨物	2 回/h (30 分)
PA	小型車	4 回/h (15 分)
	大型バス	4 回/h (15 分)
	大型貨物	3 回/h (20 分)



大型ブース数 ( $V_{1m}$ 、 $V_{1f}$ ) は最低男女 1 基以上設置する。  
 注) 便器数・洗面器数算定において、計算結果の端数処理では切り上げとする。

図4-1 お手洗いの規模算出のフローチャート



大型ブース数 ( $V_{1m}$ 、 $V_{1f}$ ) は最低男女 1 基以上設置する。

図4-1 お手洗いの規模算出のフローチャート

(注) 1. 便器数・洗面器数算定において、計算結果の端数処理では切り上げとする。  
 (注) 2. 和式大便器は 1 基以上設置するものとする。但し計算の結果男女各々の大便器数が 2 器の場合は、和式 1 器、洋式 1 器とする。

(注)3. 女子お手洗い内の男子小便器 (小児用) については、男子お手洗いの小便器 9 個までは 1 個、19 個までは 2 個、20 個以上は 3 個設ける。尚、小児用小便器はストール型とする。

4-3 お手洗い各部詳細計画

お手洗いの構造は、鉄筋コンクリート造平屋建を原則とする。

お手洗いの外観は、併設されるレストラン、ハイウェイショップ棟と調和のとれた形とし、敷地形状及び地域特性も考慮したものとする。

お手洗いの仕上げは、耐久性があり、清潔感のある材料を使用するものとする。

(1) 構造は原則として、鉄筋コンクリート造平屋建とし、内外部の標準的な仕上げを表4-3、4-4に示す。標準的な仕上げ以外の材料を使用する場合は、経済性、耐久性等を十分に検討し適切な材料選定を行う。

表4-3 外部仕上表

仕上箇所	仕上概要	備考
屋根	アスファルト防水A-2の上押えコンクリート	目地：伸縮目地
笠木	コンクリート金ゴテ押え	アルミ笠木の場合は市場品程度とする。
外壁	磁器質タイル貼又は複層模様吹付け	磁器質タイルは、表、妻側の意匠上配慮が必要な箇所とする。 (注) 外壁にポスター専用掲示板を設置する。
入口ポーチ	磁器質タイル貼	入口壁部案内表示板(男、女) アクリル板厚6mm
樋	硬質塩ビ管	寒冷地：配管用炭素鋼鋼管-2液形珪素樹脂塗

(注) 休憩施設（お手洗い）の外観、外部仕上材、色調等を決定する際は、それに併設される占用主体施工のレストラン、ハイウェイショップと不調和とならない様にする。

表4-4 内部仕上表

区分 室名	床	腰壁	天井	衛生機器	その他	備考
男子 お手洗い	磁器質タイル貼	熱硬化樹脂板	岩綿吸音板又は繊維強化セメント板	床置式小便器又は低リップ型壁掛式小便器： センサー式大便器・陶器： 押釦式バルブ	大便器ブース 隔板： 熱硬化樹脂板等	ドア： 熱硬化樹脂板等
女子 お手洗い	"	"	"	大便器：陶器 押釦式バルブ	"	
洗面所 (男女)	"	"	"	手洗い器： 半埋め込み型、独立型等	鏡(盗難防止枠付) 甲板：熱硬化樹脂板等 洗面台下部： アルミ板等	水石けん設置
身障者 用お手洗い	"	"	"	便器：押釦式 手洗い器	手すり及び多目的棚設置	"
掃除 具庫	モルタル金こて	モルタル金こてVE	繊維強化セメント板	掃除用シンク： 陶器製	棚：木製	建具：ステンレス扉等 シリンダー錠付
ホール	磁器質タイル貼	半磁器タイル貼	岩綿吸音板又は繊維強化セメント板			

(注) 1. 巾木については、ステンレス製等とし、掃除に充分考慮した材料とする。

(注) 2. 腰壁より上部の壁については半磁器タイル又は複層模様吹付けとする。

削除

(寒冷地については半磁器タイルを磁器タイルとする。)

(2) お手洗いの仕上げの使用材料については、耐腐蝕性、耐久性のあるものを選定する必要がある。又内外装材は、汚れの落ちやすい材質を選定する。特に床については清掃の容易な仕上げ材、滑りにくい仕上げ材(滑り抵抗値(C.S.R)が0.44~0.9の値を満足するもの)を選定し、すべり抵抗に大きな差(滑り抵抗値(C.S.R)で0.2以上)がある材料の複合使用は避ける。「突起断面形状」の場合は、突起部の高さが0.5cmを超えてはならない。また段差を設けない構造とする。

(3) お手洗いの平面は規模(便器数)、敷地形状及び地域特性等を考慮して決定する。寒冷地域の入口は風除室(ホール)を設け、寒冷地以外の地域(一般地域)の入口は外部より直接男子、女子及び身障者お手洗いに出入できる平面計画とする。

削除

4 - 3 お手洗い全般の詳細計画

お手洗いの外観は、併設されるレストラン、ハイウェイショップ棟と調和のとれた意匠とし、敷地形状及び地域特性も考慮したものとする。

お手洗いの仕上げは、耐久性があり、清潔感のある材料を使用するものとする。

(1) 設計計画

(a) 構造は原則として、鉄筋コンクリート造平屋建とし、乾式清掃等を前提に鉄筋コンクリート造一部鉄骨造又は鉄骨造とすることもできるものとする。

(b) 標準的な天井高はH=2,600mmとする。

(c) 倉庫にトイレトーパー収納棚、モップ置場を設け扉は施錠出来るものとする。

(d) お手洗い及び洗面所は分割使用が可能な配置(以下「分割ブロック」という。)とする。

(e) 原則として一般地域のお手洗い入口は、外部広場から、男子、女子及び身障者用お手洗いへ各々直接出入する形式とする。

(f) 原則として積雪寒冷地域のお手洗い入口は、風雪防止を兼ねてホールを設け、これを經由して、男子、女子及び身障者用お手洗いに出入する形式とし、入口には扉を設ける。

(2) 使用材料

(a) お手洗いは仕上げの使用材料については、耐腐蝕性、耐久性のあるものを選定する。又内外装材は、汚れの落ちやすい材質を選定する。

(b) 内外部の標準的な仕上げを表4-3、4-4 に示すものとし、使用条件や清掃条件を考慮して決定する。なお標準的な仕上げ以外の材料を使用する場合は、経済性、耐久性等を十分に検討し適切な材料選定を行う。

表 4 - 3 外部仕上表

仕上箇所	仕上概要	備考
屋根	アスファルト防水A-2の上押えコンクリート	目地：伸縮目地
笠木	コンクリート金ゴテ押え	アルミ笠木の場合は市場品程度とする。
外壁	磁器質タイル貼又は複層模様吹付け	磁器質タイルは、表、裏側の意匠上配慮が必要な箇所とする。 (注) 外壁にポスター専用掲示板を設置する。
入口ポーチ	磁器質タイル貼	入口壁部案内表示板(男、女) アクリル板厚6mm
縦樋	硬質塩ビ管	寒冷地：配管用炭素鋼鋼管-2液形塗リウレタン塗

(注) 休憩施設(お手洗い)の外観、外部仕上げ材、色調等を決定する際は、それに併設される占用主体施工のレストラン、ハイウェイショップと不調和とならない様にする。

表 4 - 4 内部仕上表

区分 室名	床	腰壁	天井	衛生機器	その他	備考
男子お 手洗い	磁器質タ イル貼	熱硬 化樹 脂板	岩綿吸音板又 は繊維強化セ メント板	床置き小便器又は低リップ型壁掛 式小便器： センサー式 大便器：陶器 押釦式バルブ	大便器ブース隔板 ：熱硬化樹脂板等	ドア ：熱硬化樹脂 板等
女子お 手洗い	"	"	"	大便器：陶器 押釦式バルブ	"	
洗面所 (男女)	"	"	"	手洗い器 ：半埋込み型 独立型等	鏡(盗難防止枠付) 甲板：熱硬化樹脂板等 洗面台下部：アルミ板等	水石けん設置
身障者 用お手 洗い	"	"	"	便器：押釦式 手洗い器	手すり 及び多目的棚設置	"
掃除 用具庫	モルタル 金ごて	モル タル 金ご てVE	繊維強化セメ ント板	掃除用シンク ：陶器製	棚：木製	建具：ステン レス扉等 シリンダー 錠付
ホール	磁器質タ イル貼	半磁 器タ イル 貼	岩綿吸音板又 は繊維強化セ メント板			

- (4) お手洗い各部の詳細を次に示す。
- (a) 大便器の和洋比率は、原則として下記の比率により決定するものとする。  
 男子お手洗い 和式2 : 洋式3  
 女子お手洗い 和式3 : 洋式7  
 (計算した結果、端数が生じる場合は四捨五入して決定するものとする。)  
 洋式便器の設置位置は入口側を原則とする。  
 また、ブース内には手すりを取り付け、和式便器のブースにはピクトサインを取り付ける。
- (b) ブース隔板は耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し、一般ブース寸法は1,400×1,350、大型ブース寸法は1,400×2,200を原則とする。
- (c) 大型ブースは介助者を必要としない車椅子使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、老人、妊婦、小児連れ等を対象とした便房である。  
 大型ブースは男女各お手洗いにそれぞれ2ブース(分割清掃を考慮しない小規模お手洗いの場合は1ブース)以上を標準とする。出入り口は引き戸(有効幅900mm以上)とし、ブース内に手洗い器(温水設備付)、折りたたみ式ベビーベッド及び鏡を設置する。
- (d) また、女子お手洗い隔板の高さは、原則として天井下150まで施工することを考慮し、高さ2,450を標準とする。
- (e) ブース扉は、耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し開閉は全て内開きとする。詳細は建築工事標準図集による。
- (f) ブース扉には、打掛錠、ラバトリーヒンジ、及び戸当りゴムを取付けるものとし、詳細は建築工事標準図集による。  
 また、洋式ブースの場合、扉に洋式であることの表示を行うものとする。
- (g) ペーパーホルダーは多連式とする。
- (h) 洗面所は分割使用を考慮した配置とし、各ブロック1箇所以上については車椅子での使用が可能なように、洗面台下に車椅子及び膝等が納まるクリアランスを確保すること。手洗い器は半埋込み型や独立型などとし、小児用手洗い器を併設する。一般用・身障者用手洗い器高さは800mm以下とし、小児用手洗い器高さは550mm程度とする。  
 立水栓はセンサー方式を使用する。水石けん供給栓等を設置する。鏡については、盗難防止枠付きとする。洗面台の近辺にエアータオルを設ける。エアータオルは低騒音タイプを採用する。  
 荷物置き棚を設け、棚の高さは使いやすいものとし、棚面は手提げバッグなど置けるスペースがあることが望ましく、小物も置けるものが良い。手洗い器のうち、半数程度温水設備を設けることとし、その表示を行うことが望ましい。  
 また、利用の多い大規模女子お手洗いにおいては化粧カウンター(パウダーコーナー)を設置する。  
 なお、停電時に対応可能なように、手動水栓を1箇所以上設置する。
- (i) 男子小便器はトラップ床置式小便器又は低リップ型壁掛け式小便器とし、洗浄方式はセンサー方式とする。受け口高さ35cm以下の小便器及び手すり付小便器については分割ブロック毎に1ヶ所以上設置する。  
 寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、露出配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行うものとする。

削除

- 女子お手洗い内の男子小便器（小児用）については、男子お手洗いの小便器9個までは1個、19個までは2個、20個以上は3個設ける。尚、小児用小便器はストール型とする。
- また、設置位置は入口側を原則とする。
- (j) 大便器の洗浄方式は押釦式とする。
- 寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、フラッシュバルブボックス内配管部分にヒーター等による凍結防止対策を行う。
- (k) 女子大便器には擬音装置を設ける。温水洗浄便座の場合は擬音装置機能を有する便座を採用する。
- (l) 大便器の排水はUパート型式とし、底部分は汚水の流れが容易な材料とする。
- なお、Uパートの上流部に掃除用マンホールを設け、掃除用バルブを設ける。
- (m) 床の排水勾配は良好な勾配を、動線を考慮した位置に排水溝を計画する。中央を高く取り、両側に溝を設ける。
- 溝蓋は防錆性（耐食性）に優れた材質とする。
- (n) 寒冷地で設置する出入口に防寒用扉は、冬期以外は常時開放できるものとし、材質はステンレス製、網入磨板ガラスとする。
- (o) 内外壁には2段手すりを設置する。手すりの仕様については、円管形とし、高さについてはH = 600 ~ 650mm及びH = 750 ~ 850mmとする。
- (p) 標準的な天井高はH = 2,600mmとする。
- (q) お手洗い内にベビーベッドを設ける。
- また、利用の多い大規模お手洗いでは、お手洗ブース内にベビーベッドの設置を考慮し、ブース扉にピクトサインにより表示を行うものとする。
- (r) 掃除用具庫にトイレットペーパー収納棚、モップ置場を設け扉は施錠出来るものとする。詳細は建築工事標準図集による。
- (s) 灯具は総てH f 蛍光灯、LEDなどを使用し、第4編 建物内電気通信施設に記載の必要照度を確保する。
- (t) 掃除用電源コンセントを男女お手洗い、洗面所、掃除用具庫内に設置する。又、給水栓は、男女各お手洗い、洗面所内、お手洗い(外部)に設置する。
- (u) 自然換気を充分考慮した上で強制換気を行う。ただし、換気扇取付け位置は点検、清掃を考慮した位置とする。
- なお、夜間等利用頻度を考慮し運転制御方式を検討する。
- (v) 男女各お手洗いにオストメイト対応器具をそれぞれ1基以上設置する。男女各お手洗い内に設置できない場合は身障者お手洗いに設置する。
- (w) 男女各お手洗い入口から大型ブースまでの通路幅は120cm以上とする。
- (x) お手洗い入口にドアを設ける場合には、自動ドアもしくは車椅子使用者が容易に開閉できる構造とし、前後に段差を設けない。
- (y) お手洗い入口にお手洗いの配置を表示した案内板（大型ブース、オストメイト対応器具、大便器、小便器、手洗い器など）を設けなければならない。案内板は点字をはり付けること等により、視覚障害者が容易に識別できるものとする。
- (z) ピクトサインは表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

削除

4-4 一般用お手洗い各部の詳細計画

一般用お手洗い各部の詳細は、出来るだけ多くのお客様にとって利便性の高いものとなるよう、また維持管理に適したものとなるよう考慮し計画する。

(1) 案内表示

- (a) 出入口付近に男女別表示をわかりやすく表示する。
- (b) 男女別及び構造を、視覚障がい者がわかりやすい位置に、触知案内図等で表示する。
- (c) 触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921の規格にあわせたものとする。
- (d) 触知案内図等は、床から中心までの高さを1,400mmから1,500mmとする。
- (e) その他のピクトグラムは表示すべき内容が容易に識別できるものでなければならない。

(2) 男子小便器

- (a) お手洗い内に、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き式又はリップ高さ350mm以下の低リップの壁掛式小便器を1以上設置する。
- (b) 上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。
- (c) その他の男子小便器は床置き式又はリップ高さ350mm以下の低リップの壁掛式小便器とする。
- (d) 小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。
- (e) 小便器の脇には杖などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。
- (f) 寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、露出配管部分にヒーティング等による凍結防止対策を行うものとする。

(3) 一般ブース

- (a) ブース隔板は耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し、一般ブース寸法は1,400mm×1,350mmを原則とする。
- (b) 女子お手洗い隔板の高さは、原則として天井下150mmまで施工することを考慮し、高さ2,450mmを標準とする。
- (c) ブース扉は、耐久性がありメンテナンスの容易な材料を使用し開閉は全て内開きとする。
- (d) ブース扉には、打掛錠、ラバトリーヒンジ、及び戸当りゴムを取付けるものとする。
- (e) 洋式便器周辺には垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障がい者等の利用を考慮したものとする。なお便器の仕様については施仕第08502号によるものとする。
- (f) 和式便器の前方の壁に垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障がい者等の利用を考慮したものとする。
- (g) ブース内には、杖などを立てかけるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。
- (h) 弱視者、色覚障がい者等を考慮し、扉には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。
- (i) 洋式便器の便座は温水洗浄便座とする。
- (j) 女子大便器には擬音装置を設ける。
- (k) ペーパーホルダーは多連式とする。

- (l) 大便器の洗浄方式は押釦式で原則として掃除口無しのものとする。なお寒冷地およびその他の地域で凍結が予想される地域では、フラッシュバルブボックス内配管部分にヒータリング等による凍結防止対策を行う。
- (m) 大便器の排水はUバート型式とし、底部分は汚水の流れが容易な材料とする。なお、Uバートの上流部に掃除用マンホールを設け、掃除用バルブを設ける。

**(4) 洗面器**

- (a) 洗面器は手すりを設けたものを1以上設置する。
- (b) 洗面器は半埋込み型や独立型などとする。
- (c) 洗面器は上面の高さ550mm程度のものを設ける。また車椅子利用者等の利用に考慮し、身障者用洗面器若しくは手すり付洗面器で上面の高さが800mm以下のものを設け、洗面台下に車椅子及び膝等が納まるクリアランス（床600mm以上の高さ）を確保する。なおこれらの、設置位置はお手洗い入口付近が望ましい。一般用洗面器高さも800mm以下とする。
- (d) 立水栓はセンサー方式を使用する。なお手動水栓を1箇所以上設置するものとし、これは車椅子、小児用洗面器以外の洗面器とする。
- (e) 水石けん供給栓等を設置する。
- (f) 洗面器のうち、半数程度温水設備を設けることとし、その表示を行うことが望ましい。
- (g) 鏡は、盗難防止枠付きとする。
- (h) 洗面器の近辺には、低騒音タイプのエアータオルを設ける。
- (i) 荷物置き棚を設け、棚の高さは使いやすいものとし、棚面は手提げバッグなど置けるスペースがあることが望ましく、小物も置けるものが良い。

**(5) 乳幼児用設備**

- (a) 乳幼児連れの人の利用を考慮し、お手洗い内にベビーチェアを設置する。当該ブースの扉には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。
- (b) 乳幼児連れの人の利用を考慮し、お手洗い内にベビーベッドを設置する。当該ブースの扉には、ベビーベッドが設置されている旨の表示を行う。また、利用の多い大規模お手洗いでは、お手洗いブース内にベビーベッドの設置を考慮する。

**(6) 床仕上げ**

- (a) 床仕上げは、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。また清掃の容易な仕上げとする。
- (b) 床仕上げ材の滑り抵抗値（C.S.R）は、0.55～0.9の値を満足するものを選定し、滑り抵抗値に大きな差（C.S.Rで0.2以上）がある材料の複合使用は避ける。「突起断面形状」については、突起部の高さが5mmを超えてはならない。
- (c) 排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障がい者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。また溝幅は、細目のものを採用する。
- (d) 床面は、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。
- (e) 排水は良好な勾配を取り（床の仕上げを乾式清掃とした場合を除く）、動線を考慮した位置に排水溝を計画する。ものとし、中央を高く取り、両側に溝を設ける。溝蓋は防錆性（耐食性）に優れた材質とする。

(7) オストメイト対応器具

- (a) 男女各お手洗いにオストメイト対応器具をそれぞれ1基以上設置する。男女各お手洗い内に設置できない場合は身障者用お手洗いに設置する。設置位置の優先順位は 洋式ブース内、大型ブース内、身障者用お手洗いとする。
- (b) オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置する。
- (c) 上記の水洗装置としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置する。
- (d) 汚物流しを設置する場合、オストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。
- (e) 水洗装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置することが望ましい。

(8) 出入口

- (a) 身障者用駐車場から最も近い位置の出入口については有効幅1,200mm以上とする。

(9) ドア

- (a) 積雪寒冷地域のお手洗いにおける出入口ドア(以下「防寒用ドア」)は、自動ドアを標準とする。
- (b) 防寒用ドアは、冬期以外は常時開放できるものとし、材質はステンレス製、網入磨板ガラスとする。
- (c) お手洗い出入口にドアを設ける場合には、自動ドアもしくは車椅子使用者が容易に開閉できる構造とし、前後に段差を設けない。

(10) 通路

- (a) 内外壁には2段手すりを設置する。手すりの仕様については、円管形とし、高さについてはH = 600 ~ 650mm及びH = 750 ~ 850mmとする。詳細についてはスロープに準ずる。
- (b) 男女各お手洗い入口から大型ブースまでの通路幅は1,200mm以上とする。なおこの通路には、車いすの転回スペースを確保することが望ましい。

(11) 電灯・コンセント設備

- (a) 原則として灯具は総てHf蛍光灯とする。
- (b) 掃除用電源コンセントを男女お手洗い、洗面所、倉庫内に設置する。又、給水栓は、男女各お手洗い、洗面所内、お手洗い(外部)に設置する。

(12) 動力設備

- (a) 自然換気を充分考慮した上で強制換気を行う。ただし、換気扇取付け位置は点検、清掃を考慮した位置とする。なお、夜間等利用頻度を考慮し運転制御方式を検討する。

(13) 大型ブース

- (a) 大型ブースは介助者を必要としない車椅子使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、老人、妊婦、小児連れ等を対象としたブースである。
- (b) 大型ブースの数は4-2(6)によるものとする。出入り口は引き戸とし、ブース内に手洗い器(温水設

備付) 折りたたみ式ベビーベッド及び鏡を設置する。

(c) 標準型の手動車いすで利用可能なスペースを確保する (1,400mm×2,200mmのスペースと有効幅員900mmの出入口を原則とする)。

(d) ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障がい者が操作しやすい形状とする。

(e) 大型ブースには、洋式便器を設置する。便器の形状は、車いすのフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。

(f) 便座には便蓋を設けず、背後にもたれを設ける。

(g) 便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、汚物入れを設置する。便器洗浄ボタンは、手がざしセンサー式の設置を避け、操作しやすい押しボタン式とする。

(h) 荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。

(i) 洋式便器の便座は温水洗浄便座とする。

(j) 女子大便器には擬音装置を設ける。

- (5) 身障者用お手洗いの仕様を次に示す。
- (a) 身障者用お手洗いは原則としてお手洗い内に配置するものとし、外部からの専用出入口を設ける。
- (b) 規模は内法2,200×2,700を標準とし、手洗器、便器、手すり、鏡及び多目的棚(簡易ベッド)等を設ける。
- (c) 身障者用お手洗いは、車イス使用者、肢体不自由者(松葉杖や義足の使用者)、視覚障害者、老人、妊婦、小児連れ、病人等を対象としている。
- (d) 屋内通路はもちろん、駐車場からの身障者お手洗いの間の通路は平坦でかつ、滑らない仕上げとしなければならない。
- (e) 身障者用お手洗い各部の詳細を次に示す。
- (イ) 標準図は建築工事標準図集による。
- (ロ) 便座は暖房便座とする。
- (ハ) 扉は、W1,090×H1,900の吊戸式アルミ製片引戸とし、内部には施錠装置を取り付け、外部からは合錠等で開く構造とする。
- (ニ) 扉内側にはカーテンを取り付ける。なお、中央重ね部分は200mm以上とする。
- (ホ) 手摺は、可動式とし、壁面側は固定式とする。
- (ヘ) フラッシュバルブは、押ボタン式(タッチスイッチ)とする(寒冷地はレバー式操作弁)。  
なお、逆方向に座って操作できるよう押ボタン位置を考慮する。
- (ト) 手洗器は一般市販品とし、車いすでの使用を考慮する。蛇口水栓は自動水栓とする。  
また、便座に腰掛けたまま使用できる手洗器を便器脇に設置する。これらの機器には温水設備を設ける。
- (チ) 鏡は480×600程度とする。また、姿見は500×1,000程度とする。
- (リ) 多目的棚(簡易ベッド)は車いすから移動しやすい高さとし、450～500mmを標準とする。
- (ヌ) 出入口部分には、段差を設けてはならない。  
なお、グレーチングの場合は、網目は横目とする。
- (ル) お手洗い内には非常用警報設備を設け、レストランのレジ、インフォメーション及びガスステーション、又はハイウェイショップ等に連絡出来るよう措置する。また復帰方法をわかりやすい場所に表示する。
- (ヲ) 非常用ボタンは床上300～400mm程度及び750mm以上1,000mm以下の位置に2箇所、施錠装置は750mm以上1,000mm以下の位置にセットし、簡易に作動するものであること。また身障者用お手洗い前面外壁部等の視認し易い箇所に非常用ボタンと連動した回転灯(又はランプ付きブザー等)及び非常通報の銘板を設置する。
- (リ) 身障者用お手洗いを示すピクトサインはお手洗い建物の出入口及び必要に応じ身障者用出入口の壁に各々1枚取付けるものとする。
- (カ) 身障者用お手洗いは密室としない。
- (ヨ) 照明点灯方式は常時点灯方式とする。
- (タ) 点字案内は洗浄ボタン直近及び非常用呼出しボタン直近に設置する。

削除

4 - 5 身障者用お手洗い各部の詳細計画

身障者用お手洗いは、車イス使用者、肢体不自由者（松葉杖や義足の使用者）など、身障者のお客様の利便性を第一と考えるだけでなく、老人、妊婦、乳幼児を含む小児連れ、病人等の利便性に配慮する。

(1) 配置

- (a) 身障者用お手洗い内には手洗器、便器、手すり、鏡及び多目的棚（簡易ベッド）等を設ける。
- (b) 屋内通路はもちろん、駐車場からの身障者用お手洗いの間の通路は平坦でかつ、滑らない仕上げとしなければならない。
- (c) 身障者用お手洗いは密室とならないよう考慮して、壁の上部に一部開口部を設ける。

(2) 案内表示

- (a) ピクトグラムはお手洗い建物の出入口及び必要に応じ身障者用お手洗いの出入口の壁に各々1枚取付けるものとする。

(3) 出入口

- (a) 身障者用お手洗いに入るための通路、出入口は、段差その他の障害物がないようにする。

(4) ドア

- (a) 軽い力で操作できる手動式の吊戸式アルミ製引き戸とする。自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。
- (b) 握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。
- (c) ドアの有効幅員は900mm以上とする。
- (d) ドア内側にはカーテンを取り付ける。なお、中央重ね部分は200mm以上とする。

(5) 鍵

- (a) 指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとする。
- (b) 外部からは合鍵等で開く構造とする。
- (c) 施錠装置は高さ750mm以上1,000mm以下程度の位置にセットする。

(6) 大きさ

- (a) 新設の場合等、スペースが十分取れる場合には、電動車いすで方向転換が可能なスペースを確保するものとし、内法寸法は有効で2,200mm×2,700mmを標準とする。

(7) 便器

- (a) 便器は洋式とする。便器の形状は、車いすのフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。
- (b) 便座には便蓋を設けず、背後にもたれを設ける。
- (c) 便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具がないよう考慮した設計とする。

(d) 便座は暖房便座機能のついた温水洗浄便座とする。

(8) 手すり

(a) 手すりを設ける。取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい素材で握りやすいものとする。

(b) 壁と手すりの間隔は握った手が入るように50mm以上の間隔とする。

(c) 手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車いすを便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように便器先端と同程度とする。手すりの高さは650～700mmとし、左右の間隔は700～750mmとする。

(9) 付属器具

(a) 便器洗浄ボタンは便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。押しボタンはタッチスイッチ式操作弁とし、逆方向に座って使用する場合でも操作できるよう押しボタン位置を考慮する。

(b) 小型手洗い器を、便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置し、水栓はセンサー式とし、温水設備を設ける。

(c) 紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。また便座の逆向き利用を考慮した紙巻器も併せて設置する。

(d) 荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。

(e) 点字案内は洗浄ボタン直近及び非常用呼出しボタン直近に設置する。

(10) 洗面器・手洗い器

(a) 洗面器及び手洗い器は一般市販品とする。

(b) 車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。

(c) 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上600mm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを800mm以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。

(d) 蛇口水栓は、上肢不自由者のためにもセンサー式とする。

(e) おむつ交換やオストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。温水設備の設置にあたっては、車いすでの接近に障害とならないよう考慮する。

(f) 小型手洗い器を、便座に腰掛けたまま使用できる位置に設置する。この水栓はセンサー式とし、温水設備を設ける。

(11) 鏡

(a) 鏡は車いすでも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な高さを持った平面鏡とする。

(b) 鏡の大きさはW=480mm×H=600mm程度とする。また、姿見鏡を設置するものとし、W=500mm×H=1,000mm程度とする。

(12) 汚物入れ

(a) 汚物入れは、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。

(13) 多目的棚 (簡易ベッド)

(a) 重度障がい者のおむつ替え用等に、折りたたみ式の多目的棚 (簡易ベッド) を設置する。その場合、  
畳み忘れであっても、車いすでの出入りが可能となるよう、車いすに乗ったままでも畳める構造、位置  
とする。

(14) 床仕上げ

(a) 床仕上げは4-3(2) 及び4-4(6) に準じたものとする。

(b) グレーチングを設ける場合の網目は横目とする。

(15) 非常警報装置

(a) 身障者用お手洗い内には非常警報装置を設け、レストランのレジ、インフォメーション及びガスステーション、又はハイウェイショップ等に連絡出来るよう措置する。また復帰方法をわかりやすい場所に表示する。また身障者用お手洗い前面外壁部等の視認し易い箇所に非常用ボタンと連動した回転灯 (又はランプ付きブザー等) 及び非常通報の銘板を設置する。

(b) 非常用ボタンは、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように設置する。

(c) 非常用ボタンは床上300～400mm程度及び750mm以上1,000mm以下程度の位置に2箇所設ける。

(16) 電灯・コンセント設備

(a) 電灯・コンセント設備は4-4(11) に準じたものとする。

(b) 照明点灯方式は常時点灯方式とする。